

平成 29 年度大学評価申請用

# 点検・評価報告書

会 津 大 学

# 平成29年度大学評価申請用 点検・評価報告書

## 目 次

序章	-----	1
本章		
第1章 理念・目的	-----	3
第2章 教育研究組織	-----	8
第3章 教員・教員組織	-----	11
第4章 教育内容・方法・成果		
第1節 教育目標、学位授与、教育課程の編成・実施方針	-----	22
第2節 教育課程・教育内容	-----	33
第3節 教育方法	-----	37
第4節 成果	-----	43
第5章 学生の受け入れ	-----	63
第6章 学生支援	-----	69
第7章 教育研究等環境	-----	74
第8章 社会連携・社会貢献	-----	79
第9章 管理運営・財務		
第1節 管理運営	-----	88
第2節 財務	-----	92
第10章 内部質保証	-----	95
終章	-----	99

## 序 章

本学は平成 5 年 4 月、” to Advance Knowledge for Humanity”（人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する）を目指し、我が国初の、そして国内唯一のコンピュータ理工学を専門とする大学として設立された。会津は、歴史的にも教育熱心な土地柄であったにもかかわらず、4 年制大学がなく、地域の住民は長く大学の設立を渴望していた。長年にわたる要望活動がようやく実り、入学定員 240 名の単科大学を福島県が開設した。県立大学の名称に「県立」の言葉が入っていないのは、地域の枠の中だけにとどまることなく、真に最先端の、国際的に通用する研究を行い、人材を育成する大学なのだ、との思いが理由の一つであると言われている。このため、開学前から、専門分野の教員は国際公募によって世界中から集め、過半数が外国人という陣容で本学はスタートを切った。現在は、4 割が外国人教員となっており、比率は変化しているが開学当時の考え方や方針は今も受け継がれている。このように、国際性豊かな教授陣の教えを受けた学生は、英語力を兼ね備えたコンピュータ理工学の専門家として成長し、学界、産業界で幅広く活躍、起業家精神を育んだ学生も多く、大学発ベンチャー企業数も公立大学の中で最多となっている。

平成 16 年に制度化された自己点検・評価及びそれに対する第三者機関による認証評価については、本学は平成 22 年に初めて実施、今回が 2 度目となる。

ちょうど時期を同じくして地方独立行政法人法が定められ、平成 16 年 4 月に一斉に法人化された国立大学と同種のシステムとして、公立大学が公立大学法人による運営を選択できることとなった。本学は、自主性・自律性を發揮した運営と、この自己評価と第三者評価制度を活かした Check & Action のサイクルを取り入れるべく、福島県とともに 2 か年にわたる準備期間を経て、平成 18 年 4 月、公立大学法人へと移行した。現在は、この認証評価制度のほか、公立大学法人のシステムとして、福島県が策定する中期目標に基づく 6 年間の中期計画と 1 年単位の年度計画を法人として定め、計画に対する実施状況を実績報告書として取りまとめ、県に報告するという手続きの中で、自己点検評価と第三者評価、さらには次期計画へのフィードバックを定期的、継続的に行っている。県においては、第三者機関である公立大学法人評価委員会が設置され、われわれ公立大学法人の策定した計画の審議や業務実績に対する評価を担っている。

このように、自らが主体的に計画等に対する点検評価を行うこと、その結果に基づいて修正や新たな対策に取り組むこと、さらには、これに対して第三者によるチェックを取り入れることによって、当事者が気づきにくいバイアスを是正することの重要性を、本学はよく理解している。少子高齢化という大きな社会構造の変化や、スピードアップする時代の変化に適切に対応していくために、より適したシステムであると考えている。

今年度は、これまでの自己点検・評価、第三者評価の仕組みを動かす中心的な役割を果たしてきた評価室の構成員を、より高次の判断、意思決定を行う体制とすべく見直したことにも現れています。本学では、こうした計画策定と評価のサイクルを重視している。具体的には、この点検・評価報告書は、各部門を代表する教職員によって構成するワーキンググループで原案を作成し、評価室の事務局において全体調整を図り、最終的に法人の各部門の責任者である理事によって構成される評価室において取りまとめ役員会で決定した。

前回、平成 22 年の独立行政法人大学評価・学位授与機構（現独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）による認証評価の結果として改善を要するとされた事項は、大学院博士前期課程の入学定員充足率の低さについての一点だけであった。これまで、学部生に対する説明会の開催等による大学院進学の重要性や有用性の理解促進、学部から博士前期課程を一貫して効率的に学ぶことができる学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラムの実施、海外協定校や高等専門学校からの積極的な留学生、編入学生受け入れ等の努力によって、53.3%だった当時（平成 22 年度）の充足率が、現在（平成 28 年度）では 67.5% となっている。引き続き、学内進学率の向上を中心として博士前期課程の入学者増のための努力をさらに重ねていく考えである。

# 第1章 理念・目的

## 1. 現状の説明

### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### <1> 大学全体

本学は、「創造性豊かな人材の育成」、「国際社会への貢献」、「密度の高い教育・研究」、「地域特性を生かした特色ある教育・研究」及び「福島県の産業・文化への貢献」の5つを建学の基本理念として掲げ、設立した（資料1-1）。「福島県立会津大学（仮称）基本構想」には次のように記されている。

#### ① 「創造性豊かな人材の育成」

高度情報化社会を支えるのは、高度に進歩した科学技術と流動する社会に対応できる判断力、論理的な思考力を身に付けた人材であり、未来の科学技術のシードとなる創造的な教育・研究を行うとともに、創造性豊かな人材を育成する。

#### ② 「国際社会への貢献」

日本が世界に果たすべき役割を認識し、国際社会に貢献し得る有為な人材を育成するとともに、研究者の国際的交流・協力、学術情報の交換等を図ることにより、研究ネットワーク形成の拠点として国際社会に貢献する。

#### ③ 「密度の高い教育・研究」

教育・研究の両面において、理論と実際との総合化、体系化を重視したカリキュラムの編成や基礎教育の充実を図り、情報系分野の教育・研究者の育成を目指した、学生と教員の触れ合いのある密度の高い教育・研究を行う。

#### ④ 「地域特性を生かした特色ある教育・研究」

豊かな自然環境に恵まれた会津地域は、古い歴史に培われた伝統文化を有しており、伝統工芸を中心とする地域文化を生かして、世界に誇れる新しい日本文化を創造するため、地域特性を生かした特色ある教育・研究を行う。

#### ⑤ 「福島県の産業・文化への貢献」

県民に開かれた大学として、地域社会との密接な交流・連携を基礎に、教育・研究成果を広く産業や社会に還元するとともに、県民の高度かつ多様な学習要求に応えるため、生涯学習の場を提供するなど、福島県の産業・文化に貢献する。

これを端的に表した言葉が、”to Advance Knowledge for Humanity～人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する”である。この言葉は、開学以来、普遍性を持つものとして、本学に関わってきたすべての人の心にきざみこまれている（資料1-2、資料1-6 p.6）

本学の中期的な運営の方向性を定める中期目標には、上記の5つの基本理念に基づくものとして、次の3つの基本目標が定められている（資料1-3 p.1）。

- 1 豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。
- 2 国際社会をリードするコンピュータ理工学の研究開発を推進し、社会及び学術に貢献する。
- 3 教育、研究等様々な分野において、実用性・実効性を希求するとともに、地域特性を生かし、本県の産業・文化の振興に貢献する。

第1期の中期目標では、3点目が「地域社会との密接な交流や連携を図ることにより、地域の産業・文化の持続的な発展の拠点となる。」であった。第2期中期目標期間を迎える直前、福島県は東日本大震災及び原発事故という未曾有の複合災害に見舞われた。被災地から離れた会津の地にある県立大学として、なすべきことをより明確化するための基本目標の改定が行われた。さらに、第2期中期目標には、本学と同じ法人によって設置されている会津大学短期大学部と共に基本目標として、

- 1 東日本大震災後の本県の復興を担う人材を育成するとともに、産業の創出など新たな社会づくりに貢献する。

が追加され、教育・研究活動を通した地域貢献への取組の重要性が高くなった（資料1-3 p.2）。

## <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部は、会津大学学則（以下「学則」という。）第1条において、「深く専門の学芸を教授研究し、創造力豊かな国際的な人材を養成するとともに、学術文化の向上及び産業の発展に寄与すること」を目的として明記している（資料1-4第1条）。

また、学則第3条第3項で「コンピュータ理工学に関する学芸を教授研究し、豊かな創造性と高い倫理を備え、地域社会及び国際社会の産業、文化の発展に寄与する研究者、技術者及び起業家精神を持つ人材の育成を目的とする。」と定めている（資料1-4）。

専門基礎教育に加えて、幅広い人文・社会科学の知識を身に付けることにより、高い倫理観を備え、技術革新の著しい現代社会の開拓者として、国際社会にも貢献できる研究者、技術者を育成するとの考え方は、大学全体の理念と方向性を同じくしたものであり、明確かつ適切に設定されている。

## <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科は、会津大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項で「本学大学院は、国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高

度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。」と定めている（資料 1-5）。

また、同条第 2 項で「博士前期課程は、広く社会的及び技術的視野に立って、コンピュータ理工学における高度な専門的知識とその応用手法を教授し、IT 社会でそれらを実践しうる能力を涵養し、また起業家精神あふれる先進的技術者の育成を目的とする。」と定めており、第 3 項で、「博士後期課程は、前期課程で獲得した能力を基に、コンピュータ理工学のより専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、高度に専門的な業務に従事し、国際的な評価に耐えうる研究開発を促進できるような研究者の養成を目的とする。」と定めている（資料 1-5）。

専門基礎教育や幅広い教養、知識を学んだ学部教育を土台として、さらに高度な専門知識、技術を身に付けるための教育を行い、高い指導力をもって新たな知を創造する研究者、高度な知識と実践力を備えた先進的技術者の育成を目指しており、大学の理念や学部の目的と整合しており、明確かつ適切に設定されている。

**(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。**

**<1> 大学全体**

大学の理念は、キャンパスガイドに掲載、全学生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており広く社会に公表している。“to Advance Knowledge for Humanity～人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する”は、大学のシンボルマークにも表記し、多くの人の目に触れられている（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-6 p.6、資料 1-7 p.5）。新入学生にはオリエンテーション時に周知、新人教職員にも着任時の研修で教育している。また、「行動規範」を策定、毎年全学生・教職員に通知し、理念・目的に立ち帰る機会を提供している（資料 1-8）。

**<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部の理念・目的は、キャンパスガイドに掲載、全学部生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており、広く社会に公表している。また、新入学生には、オリエンテーション時に周知を図っている。

**<3> コンピュータ理工学研究科**

コンピュータ理工学研究科の理念・目的は、キャンパスガイドに掲載、全大学院生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており、広く社会に公表している。また、新入学生には、オリエンテーション時に周知を図っている。

**(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**<1> 大学全体**

本学の理念・目的は普遍性を有するものであり、頻繁に見直しを行う性質のものではないことから、必ずしも毎年検証を行っているわけではない。一方で、時代の変化が著しい現在においては、2~3 年程度を一つのサイクルとして検証を行う必要がある

と考えており、これまで 6 年単位で策定されてきた中期目標・中期計画の策定時、及びその中間年における目標・計画の一部見直し時において、検証を行っている。

また、(1)に記載したとおり、東日本大震災及び原発事故という、社会環境を激変させる事態を受けて、中期目標に掲げた基本目標は改定されており、必要に応じた検証・見直しが行われている。学内の各組織における目的等は本学の基本目標の改定を受けてそれぞれ検証が行われる。

検証の実施については、中期目標・中期計画の策定や見直しを担当する評価室を中心となって進めるが、全部局の長との協議を経て、理事長を除く全役員が室員となっている評価室で案を取りまとめ、教育研究審議会、経営審議会、役員会を経て意思決定を行っており、この一連の過程すべてによって検証作業全体が構成されている。

## **<2> コンピュータ理工学部**

学則に定めるコンピュータ理工学部の目的については、大学の法人化や学科の再編など、本学の組織、運営の大きな転換点において実施している。

また、法人化後は、中期目標・中期計画の策定時と中間見直し時に本学の基本目標の見直しと合わせて検証が行われている。検証の実施は、評価室からの指示に基づいて、学部の教務委員会が主体となって行われている。

## **<3> コンピュータ理工学研究科**

大学院学則に定めるコンピュータ理工学研究科の目的については、大学の法人化や専攻の再編など、本学の組織・運営の大きな転換点において実施している。

また、法人化後は、中期目標・中期計画の策定時と中間見直し時に本学の基本目標の見直しと合わせて検証が行われている。検証の実施は、評価室からの指示に基づいて、大学院教務委員会が主体となって行われている。

## **2. 点検・評価**

### **●基準 1 の充足状況**

大学、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科の理念・目的は適切に設定され、大学構成員にはキャンパスガイドやオリエンテーション等で適切に周知され、ウェブサイト等により社会にも広く公表されており、約 3 年のサイクルで定期的な検証も行っていることから、基準 1 を充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

大学、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科の理念・目的は適切に設定され、コンピュータ理工学部・コンピュータ理工学研究科の目的は大学の理念と整合し、かつそれぞれ学校教育法第 83 条、第 99 条の趣旨に合致しており、適切な内容となっている。

周知の方法については、全学生、全教職員に対してキャンパスガイド等が毎年配布され、新たな構成員に対しては説明が行われており、かつ毎年 6 項目の「行動チェック」を定めた行動規範の配布によって、高いリマインド効果が働いている。また、大

学のシンボルマークに表記された” to Advance Knowledge for Humanity～人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する”は学内外に広く知るところとなっている。

理念、目的に関する定期的な検証については、中期目標・計画の策定時と中間見直し時に、組織的に検証手続きが行われており、社会環境の変化に応じて基本目標の改定が行われている。

## ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

本学の教職員が、折々に理念や目的に立ち返って立ち帰って自らの職責を再確認することは重要であることから、行動規範に記された6項目の「行動チェック」、特に「私たちの行動は、本学の使命や目標に反していないか?」というチェックの実施率を高める工夫を行うなどしながら、引き続き、定期的な検証を行うことによって、時代の要請を反映した、社会から求められる大学であり続けられるよう努めていく。

### ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

- 1-1 大学沿革
- 1-2 大学案内
- 1-3 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画
- 1-4 会津大学学則
- 1-5 会津大学大学院学則
- 1-6 Campus Guide2016（学部）
- 1-7 Campus Guide2016（大学院）
- 1-8 行動規範

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻およびセンター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、コンピュータ理工学に関する学芸を教授研究し、豊かな創造性と高い倫理を備え、地域社会及び国際社会の産業、文化の発展に寄与する研究者、技術者及び起業家精神を持つ人材の育成を図るため、コンピュータ理工学部を設置している（資料2-1 第3条第3項）。コンピュータ理工学部には、平成20年度に従来のコンピュータソフトウェア学科、コンピュータハードウェア学科という2つの学科を統合して誕生したコンピュータ理工学科が設置されている。コンピュータ関連の分野において急速に技術が発展する中で、ハードウェア、ソフトウェアという区分が意味をなさず、双方にまたがる、あるいは双方が密接に連関するものとなっており、そうした知識や技術の進展に対応しうる教育研究が可能となる組織へと再編を行った。

大学院としては、国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化の向上及び産業の発展に寄与するため、コンピュータ理工学研究科を設置している（資料2-2 第4条第1項）。コンピュータ理工学研究科には、コンピュータ・情報システム学専攻と情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の2つの専攻を設置している（資料2-2 第2条第2項）。コンピュータ・情報システム学専攻は、大学院生個々の研究活動を重視して、高度な専門的知識を有する技術者と国際的な評価に耐えうる研究者の養成を目的としている。情報技術・プロジェクトマネジメント専攻は、IT産業における現実の課題を解決するためのチームベースの実践的な教育を行っており、即戦力となる人材育成を目的としている。

また、コンピュータ理工学部に設置している文化研究センターと語学研究センターは、人文科学、社会科学、外国語に関する教育研究組織であり、幅広い知識を備えた創造性豊かな人材、語学力を身につけた国際社会で活躍できる人材の育成に努めている（資料2-3、資料2-4）。グローバル推進本部は、文部科学省の採択を受けたスーパークリエイティブ大学創成支援事業の推進組織であり、スーパークリエイティブ大学推進室と国際戦略室を内部組織に持ち、教育研究面を含めた大学の国際化、国際性豊かな人材の育成、留学生の積極的な受入れによる国際貢献を担っている（資料2-5、資料2-6）。

さらに、本学の教育研究活動を支えていくための組織として、学内のネットワークシステムの管理運営を行う情報処理センターと学術研究に不可欠な図書や論文、ジャーナルなどの管理、貸出し等を行う附属図書館を内部組織に持つ情報センターを有しております（資料2-7、資料2-8）、コンピュータ理工学を融合した最先端の学際的研究を行う組織として、平成21年4月には先端情報科学研究所（CAIST）を設置している（資料2-9、資料2-10）。現在は、ロボット、宇宙、生体情報学等の分野の研究グループが属しており、それぞれがセンター内のクラスターを構成し、コンピュータ

タ・情報の専門知識と技術で社会の課題を解決し、その研究成果によって各分野の発展に貢献することを目的として活動している。大学の有する専門性を生かして地域への貢献等を推進する組織が産学イノベーションセンターと復興支援センターである（資料 2-11、資料 2-12、資料 2-13、資料 2-14、資料 2-15、資料 2-16）。産学連携の推進、企業等と本学との共同研究の推進、あるいは本学における研究成果を始めとするコンピュータ理工学の知識、技術を生かした東日本大震災からの復興支援を行っている。

以上のように、いずれの教育研究組織も、本学の理念に即した設置目的を有し、理念・目的を達成するための活動を行っており、適切なものとなっている。（資料 2-17）。

## **(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

学内の組織は、業務執行上の必要性に応じて実施する毎年度の見直しの中で、改廃、新設を行っている。その手続きは、事務局が学内全体に組織改正等の要望の有無の調査をかけ、改正案を取りまとめた上で部局長会議、教育研究審議会、経営審議会の議を経て役員会で意思決定している。本来、教育研究は中長期的な活動であるため、教育研究組織を短期間で見直すことは必ずしも適切ではないが、コンピュータ理工学という変化、進歩の著しい学問であることから、技術の発展に歩幅を合わせていくためには、適時適切な組織の見直しは必要であり、コンピュータ理工学部の学科再編やコンピュータ理工学研究科の専攻再編も行ってきた。また、例えば近年では、社会の変化への対応や新規採択事業の推進体制整備のため、平成 24 年度に復興支援センター、平成 27 年度にグローバル推進本部を新設しており、コンピュータ理工学を含む学際的領域において最先端の研究に取り組む先端情報科学研究センター（CAIST）の内部組織であるクラスターについては、委員会を設置し、毎年度の活動状況を審査して改廃を決定している（資料 2-9 第 4 条）。

## **2. 点検・評価**

### **●基準 2 の充足状況**

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科を始めとする教育研究組織は、理念、目的に照らして適切なものとなっており、かつ頻繁な改正はせず、中長期的に活動しやすい、安定的な運営を可能としている。一方で、先端情報科学研究センター（CAIST）における年度審査によるクラスターの改廃、産学イノベーションセンターや復興支援センターの設置など、時代の変化に対応した教育研究組織、教育研究に関連した組織の見直しは適時適切に行われており、基準 2 を充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災からの復興が極めて大きな課題となっている福島県の復興に貢献するため、平成 25 年 3 月に復興支援センターを設置した。本学の専門性を生かした産学連携や復興支援の中核的な組織として自治体や民間企業との協力関係が拡大している。

毎年度、クラスターの活動状況を審査して、内部組織の改廃を行っている先端情報

科学研究センター（CAIST）において、平成 27 年 4 月にロボット情報工学クラスターなどの新たな研究組織を設けた。ロボット情報工学クラスターは、本学の最先端の研究活動を推進する内部組織であると同時に、福島県の原発事故被災地の産業復興策の一つである福島・国際研究都市（イノベーション・コースト）構想に貢献する研究を行う組織であり、本学では、こうした社会の変化に即した組織見直しが迅速に行われている。

## ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

現在、先端情報科学研究センター（CAIST）のロボット情報工学クラスターで実施しているロボットに関する研究開発事業は、平成 29 年度までの 3 か年の事業となっており、平成 30 年度から新たな展開が予想される。こうした環境の変化にも適切な組織の見直しによって研究開発の推進体制を維持、発展させるなど、適時適切で効果的な組織見直しを期していく。

### ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

- 2-1 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 2-2 会津大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 2-3 文化研究センターのページ
- 2-4 語学研究センターのページ
- 2-5 スーパーグローバル大学推進室のページ
- 2-6 国際戦略室のページ
- 2-7 会津大学情報センター（情報処理センター）利用規程
- 2-8 会津大学情報センター（附属図書館）利用規程
- 2-9 会津大学先端情報科学研究センター規程
- 2-10 先端情報科学研究センターのページ
- 2-11 会津大学産学イノベーションセンター規程
- 2-12 会津大学産学イノベーションセンター使用規程
- 2-13 UBIC ニュース
- 2-14 会津大学復興支援センター規程
- 2-15 会津大学復興支援センター運営委員会規程
- 2-16 会津大学先端 ICT ラボ（LICTiA）
- 2-17 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

#### <1> 大学全体

本学が、本学の理念・目的に基づき、本学の使命や目標を共有して、その責務を果たしていくための指針として、「会津大学行動規範」を定めている（資料3-1）。教員を含む役職員が実践すべき指針であるこの行動規範は、すなわち大学が求める教員像そのものである。

- ・法令等を遵守します。

私たち役員および職員は、法令や法人規程を遵守し、社会規範を充分に尊重し、社会人としての良識に従って行動します。

- ・教育研究者としての高い倫理観を保ちます。

私たち教育研究者は、学術研究活動において高い倫理観を保持し、研究成果の発表を行います。

また、負託された研究費を適正に使用します。

- ・学生満足度の向上を目指します。

私たち役員および職員は、学生のみなさんを大切にし、教育と研究の質の向上に努めます。

- ・リスク管理を適切に行い、大学の信用の保持及び資産の保護に努めます。

私たち役員および職員は、リスク管理の重要性を認識し、大学の信用を失墜させるようなトラブル発生の未然防止に努めます。

また、大学の資産を適正かつ効率的に管理し、大学が所有する知的財産の保護に努めます。

- ・職場環境の整備に努めます。

役員および職員各人の人格を尊重し、安全で働きやすい職場環境をつくります。

- ・地域社会への貢献に努めます。

産学官連携の推進を大学の社会的役割と位置付け、地域社会の産業や文化の振興に貢献します。

- ・国際交流の推進に努めます。

世界を視野に入れた教育と国際水準の研究を行うため、諸外国から積極的に教員や学生を受け入れ、海外の大学等との交流・連携・協力活動を推進します。

- ・積極的な情報公開に努めます。

情報を積極的に開示し、本学に対する理解と信頼を確保することに努めます。

- ・取引先等との公正な関係の確保に努めます。

取引先等は公正に選定し、適正な取引を行います。

教員に求める能力・資質については、基本的には大学院において指導する能力と専門知識を有し、英語による授業ができることなどについて、教員募集の都度、明らか

にしながら、原則として国籍・性別等を問わず国際公募によって広く募集している。教員組織の編成方針は、中期目標の「教育の実施体制等に関する目標」のうちの 2 つ

- ・教職員の配置を弹力的に行い、教育の実施体制を充実する。
- ・会津大学においては、専門科目教員の 50%程度を外国人教員とする。

と定めており、この目標を達成するための措置として、中期計画に、

- ・教職員を弹力的に配置し、カリキュラムの編成に合わせた学科配置構成の見直しを行う。
- ・教員補充を国際的視野で計画的に進め、質の高い教育を行える体制を継続する。

と定め、この考え方立って柔軟な見直しと体制の維持を図っている（資料 3-2 p.11）。

また「会津大学学内運営組織等に関する規程」に基づき、教員を中心として構成する学生支援委員会、広報・ウェブサイト委員会、情報センター運営委員会、図書委員会、大学開放企画委員会、進路対策委員会などが設置され、それぞれの所管事項に関する審議を行っている（資料 3-3、第 20 条～第 29 条）。

## <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部に所属する専門分野の教員は、大学院における指導能力も求められるため、基本的にはコンピュータ理工学研究科と兼務を命じられている。（一部に博士課程担当教員の資格を有しない者もいる。）

コンピュータ理工学部内の教員組織は、1 学部 1 学科であり、すなわち、唯一コンピュータ理工学科が置かれている。学科内の教員は、それぞれの専門性に応じてコンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門、情報システム学部門の各部門に配置されている。教養科目、外国語科目の教育を担当する教員は、コンピュータ理工学部の内部組織として設置されている文化研究センターと語学研究センターに所属している（資料 3-3 第 3 条及び第 4 条）。それぞれ部門長・センター長を置き、所属職員を指揮監督している。

また、会津大学学則第 8 条の規定に基づき教授会を置き、学部運営に関して必要な事項の審議を行っている（資料 3-4）。さらに、「会津大学学内運営組織等に関する規程」に基づき、学部の教務に関する事項について審議する教務委員会が置かれている（資料 3-3 第 20 条）。

## <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科の教員は、いずれもコンピュータ理工学部の教員が兼務しており、コンピュータ・情報システム学専攻と情報技術プロジェクトマネジメント専攻の 2 つの内部組織に属している。

両専攻には専攻長を置き、専攻長が所属職員を指揮監督している。また、大学院学則第 6 条の規定に基づいて、研究科委員会を置き、コンピュータ理工学研究科の運営

に関して必要な事項の審議を行っている（資料 3-6、3-7）。さらに、「会津大学学内運営組織等に関する規程」に基づき、研究科の教務に関する事項について審議する大学院教務委員会が置かれている（資料 3-3 第 21 条）。

**(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。**

**<1> 大学全体**

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科には、各々の教育課程にふさわしい内部組織を有している（資料 3-3 第 3 条、第 4 条及び第 10 条別表）。また、最先端の研究に取り組む教員を集める先端情報科学研究センター（CAIST）を設置し、教員を兼務配置して、教育活動と並行して研究活動にも力を入れることができる組織を整備している。

いずれの組織も、部門長・センター長など組織の長を配置して、所属職員の指揮監督等に当たらせており、責任と権限の明確化を図っている。

**<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部には、内部組織としてコンピュータ理工学科、文化研究センター、語学研究センターを設置し、さらにコンピュータ理工学科はその内部にコンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門、情報システム学部門を有する。それぞれの部門、センターに属する教員数は次表のとおり、コンピュータ理工学部で行う教育課程を適切に実施するに足りる教員を配置している。

コンピュータ・サイエンス部門	26 人
コンピュータ工学部門	19 人
情報システム学部門	33 人
文化研究センター	7 人
語学研究センター	10 人
グローバル推進本部	3 人
産学イノベーションセンター	2 人
企画運営室	3 人
復興支援センター	4 人
学生部	1 人

コンピュータ理工学部に配置された教員は、次の授業科目と担当教員数の一覧表のとおりであり、平成 29 年 2 月 1 日現在、教授 33 名、上級准教授 37 名、准教授 35 名、助教 2 名、助手 1 名、合計 108 名が配置されており、コンピュータ理工学部の教員組織は大学設置基準に基づく必要専任教員数 33 名をはるかに上回る配置がなされている。その一方学生数は 1,208 人であり、教員 1 人当たりの学生数は 11.2 人となる。

授業科目及び担当教員数（担当教員数は重複あり）

授業科目の区分（カテゴリ）	カテゴリ別最低要求単位数	授業科目数	教授	上級准教授	准教授	助教	助手	理事	非常勤講師
教養科目（10 単位以上）									
人文・社会	8	15	5	4	2	0	0	0	6
体育実技	2	4	1	1	0	0	0	0	3
外国語科目（15 単位以上）	15	36	4	1	6	0	0	0	5
専門教育科目（95 単位以上）									
(専門基礎科目)									
数学関連科目	10	11	4	5	4	0	0	0	0
自然科学関連科目	4	6	3	6	2	0	0	0	0
コンピュータ基礎関連科目	16	11	12	9	6	1	1	1	0
プログラミング関連科目	12	6	4	12	10	1	1	0	0
コンピュータ理工学基礎関連科目	21	14	14	16	8	1	0	0	0
(専門科目)									
コンピュータシステム関連科目	-	8	4	3	4	0	0	0	1
コンピュータ・ネットワーク関連科目	-	4	2	3	1	0	0	0	0
アプリケーション関連科目	-	8	8	4	5	0	0	0	0
ソフトウェア・エンジニアリング関連科目	-	5	3	3	3	1	0	0	0
その他の科目	-	15	6	5	3	0	0	0	3
教職に関する専門科目	-	19	2	2	1	0	0	0	5
卒業論文（8 単位）	8	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 卒業に必要な単位数　自由科目を除く 128 単位以上

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科には、博士前期課程と博士後期課程を有するコンピュータ・情報システム学専攻と、博士前期課程のみの情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の 2 つの内部組織が置かれている。それぞれの研究指導教員及び研究指導補助教員の数は、下表のとおり大学設置基準を上回る配置がなされている。

教員の現員と設置基準との比較

(平成28年5月1日現在)

研究科・選考等の名称	現員(人)			設置基準(人)			計	
	研究指導教員	教授	研究指導補助教員	計	研究指導教員	教授		
コンピュータ・情報システム学専攻（博士前期）	36	16	30	66	15	10	0	15
コンピュータ・情報システム学専攻（博士後期）					4	3	3	7
情報技術・プロジェクトマネジメント専攻（博士前期）	12	8	1	13	4	3	3	7
合 計	48	24	31	79	23	16	6	29

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <1> 大学全体

教員採用は、平成28年7月から募集を行った事例「会津大学コンピュータ理工学部テニュア・トラック教員公募」のとおり、国籍等を問わない国際公募を原則とし、募集要項を英語で作成している（資料3-8）。教員の選考手続きは、「会津大学教員選考規程」に基づいて厳正かつ公正に行われる（資料3-9）。

手続の流れは、

- ・募集の開始に先立ち、教育研究審議会に諮り、その都度教員選考委員会を設置する。
- ・教員選考委員会において募集の要件等を定めて公募する。
- ・応募者の中から候補者を選び、適任者1名を教育研究審議会に推薦する。
- ・選考の適否は教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

となっている。

コンピュータ理工学部の教員の昇任については、原則として上記の国際公募の枠組みの中で行われる。また、コンピュータ理工学部の教員には、「会津大学教員のテニュア・トラック制に関する規程」に基づき、原則全教員がテニュア・トラック制の対象となる（資料3-10）。

テニュア獲得の資格審査については、教育研究審議会に諮り、テニュア審査委員会を設置し、同委員会が審査基準に基づき審査を行う。

その結果を、教育研究審議会の議を経て理事長が資格判定を行う。

#### <2> コンピュータ理工学部

文化研究センターの教員の昇任については、個々の教員が専門分野別に採用されており、学内において競争的環境にないため、国際公募の枠組みで審査、判定すること

が適切ではないことから、「准教授から上級准教授への学内昇任規程」に基づき、昇任評価委員会を設置して審査を行う（資料 3-11）。

同委員会の審査結果を、教育研究審議会に諮り、その議を経て理事長が決定する。

### <3> コンピュータ理工学研究科

大学院における指導を担当する教員については、教員の選考採用時に大学院での指導可能な資格要件を求めるとしているが、採用後に改めて「会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程」に基づき、資格審査を行っている。

博士課程担当教員資格審査については、原則毎年行うこととしており、研究科委員会が定めた博士課程担当教員の資格審査基準に基づき、資格審査委員会が審査、判定を行っている（資料 3-12）。

## （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

### <1> 大学全体

役員及び教員を含む職員が本学の使命及び目標を共有し、それぞれの立場で職責を果たしていくため、業務遂行の指針、基準となるべき「行動規範」を制定しており、毎年会議でのお知らせ、教職員への一斉メール等により再確認を促している。

また、FD（ファカルティ・ディベロップメント）講演会やコンプライアンス研修会など、授業や研究に必要な研修を実施している（資料 3-13、資料 3-14）。特に研究活動における不正行為の防止、公的研究費の不正使用防止のため、各種規程を整備し、コンプライアンスや公的研究費の取扱いについての研修会は毎年実施している（資料 3-15）。

教員の研究力の向上については、中期目標に「研究水準及び研究の成果等に関する目標」として、

- ・コンピュータ理工学の分野で社会（企業、地域）のニーズに応える研究を行うとともに、農業や再生可能エネルギーなど新たな分野への研究対象の拡充を図り、その研究成果を地域に還元する。
- ・萌芽的、先進的かつ戦略的な研究に取り組み、世界を視野において研究のけん引的役割を担う。・分野の違いを越えて取り組む独創性のあるプロジェクト研究を推進する。

の 3 点を掲げており、この目標を達成するための措置として、平成 23 年度に策定した現行の中期計画には、

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 会津大学

(ア) コンピュータ理工学の分野で世界を先導できる研究を進め、波及効果の大きな成果を創出する。

(イ) コンピュータ理工学の知を生かして、21世紀の福島県の課題であり、また世界的課題でもある「持続的発展が可能な地域社会の形成」に貢献できるような研究（農業分野を含む）を行うとともに「東日本大震災からの復興・復旧に向けた支援」に貢献できる研究（再生可能エネルギーなどの分野における研究を含む）を行うこととし、それらを実現するために、研究者の意識啓発を行う。

(ウ) 上記研究に必要とする知識・技術を有する研究者を重点的に招聘し、独創性・独自性を持った Only One の先駆的研究を推進する。

#### 【重点目標として取り組む領域】

コンピュータ理工学の分野で世界を先導し、競争力の高い確実な成果を期待できる研究を「戦略的研究」として位置付け、研究体制強化及び推進を図るとともに、平成 21 年 4 月に設立した「先端情報科学研究センター (CAIST)」による 3 つの重点分野（クラスター）での研究を推進する。

#### (エ) 戰略的研究

##### a イノベーティブコンピューティング

スーパーコンピュータの鍵となる並列処理、コンパイラー、G P U (Graphical Processing Unit)などの先進技術の研究と開発。

##### b 先進ネットワークテクノロジー

身の回りの“物”が通信機能を持ちコミュニケーション、コントロールが可能となるインターネットの未来形、“Internet of Things( I o T)”の研究と実証。

##### c 先進ソフトウェアテクノロジー

ヘテロ（異質）なソフトウェアや情報コンポーネントの結合によって、多様なアプリケーションのための分散型多目的環境によるアプリケーション基盤の研究と構築。

##### d クラウドコンピューティング

インターネット上に拡散したコンピューティングリソースを使って、ユーザーに情報サービスやアプリケーションサービスを提供するクラウドコンセプトに関する研究と実証。

#### (オ) 先端情報科学研究センター (CAIST) での重点分野

##### a 宇宙情報科学クラスター (ARC-Space) ARC :Aizu Research Cluster

日本の宇宙開発分野の深宇宙探査プログラムにおいて、本学の情報科学の先進性を活かし、情報地質・G I S・探査支援ソフトウェアの供給

拠点化。

b 環境情報科学クラスター（ARC-Environment）

自然環境との共存を図りつつ、快適で利便性に富んだ「持続型情報社会」の実現を目指し、環境科学（気象学、水・大気環境科学など）と本学の情報科学を融合した新しい環境インフォマティクス研究と環境予測技術開発の推進。

c 医学・医療クラスター（ARC-Medical）

本学が擁する情報科学領域の強みを活かし、福島県立医科大学をはじめとする県内外の教育・研究機関、医療機関、行政機関等と連携した医学・医療関連分野における研究の促進。

d その他、ロボット情報工学等、復興支援や地域社会からの要請に応える研究の推進等。

(カ) 再生可能エネルギーに係る最先端技術やスマートグリッドに係る ICT 研究を行う。

(キ) 大学に帰属した知的財産の効率的な運用・管理を行うとともに特許取得や技術移転等により成果の市場的価値を高める。

(ク) 中期目標期間内において、主要国際会議における論文の採択、主要学術論文誌への採択数の持続的な増加を目指す。

ウ 共通

(ア) 会津大学

a 分野の違いを越えて取り組むような独創性を生かした研究領域については、重点目標として取り組む領域に位置付け、支援体制や研究環境の整備に配慮する。

b 国際会議、学術論文申請の支援をするとともに、国際ワークショップ、シンポジウム、国際学会を開催することにより研究成果を学外に明らかにし、社会に還元する。

と定め、教育活動と両輪として推進を図っている（資料 3-16、p.16～p.19）。

なお、上記（エ）の a イノベーティブコンピューティング、d クラウドコンピューティングや（オ）の d に記載したロボット情報工学については、現在は先端情報科学研究センター（CAIST）の、それぞれ並列計算科学クラスター（ARC-HPC）、クラウドクラスター（ARC-Cloud）、ロボット情報工学クラスター（ARC-Robot）において、より重点的に研究が推進されている。

また、（オ）の b 環境情報科学クラスター（ARC-Environment）は一定の役割を終え、先端情報科学研究センター（CAIST）の内部組織は廃止されている。

学内における研究費の配分も、各教員に均等配分される基本研究費のほか、大学院生の指導に要する経費を賄うことを念頭においた大学院研究指導費、学内において公

募方式により採択、配分を決める競争的研究費、大学として戦略的に取り組む課題の研究等に充当するための戦略的研究費など、多様なシステムの中で教員の研究活動の維持と向上を企図し、運用している（資料 3-17）。

特に、競争的研究費については、科研費等、学外からの研究費獲得につながるものであることを応募要件とするなど、より積極的な研究活動を促進させる効果を発揮している。

現在、各教員の教育研究活動を適正に評価することにより、その質の向上、教員の更なる意欲向上につなげるため、教員業績評価制度の導入準備を進めている。平成 28 年度に制度の検討、平成 29 年度には業績入力システムの整備と評価制度の試行実施、平成 30 年度には本格実施というスケジュールで進めているところである。現在における「専任教員の教育・研究業績」については、一覧性のある形にはまとまっておらず、年報（Annual Review 2012～2014）、研究活動（教員紹介）、授業負担一覧表、2012～2016 シラバス（コンピュータ理工学部）、2014～2016 シラバス（コンピュータ理工学研究科）により示される（資料 3-18、資料 3-19、資料 3-20、資料 3-21）。

中期目標の「研究の実施体制等に関する目標」として掲げられている

- ・多様なニーズに応える研究を支援するための組織・システムなど研究が効果的に実施できる体制を構築する。
- ・知的財産の管理体制の充実を図るとともに、研究成果の特性を鑑み、知的財産として積極的に管理、運用する。

を達成するための措置として、中期計画に定めているのは、

- ・研究活動と社会との連携を組織的、戦略的に推進するため、产学イノベーションセンターが中核となり、社会ニーズのあるプロジェクトを推進し、外部資金を獲得していく。
- ・先端情報科学研究センター（CAIST）において、既存の講座の枠を越えた教員配置や外部資金の導入など、研究環境の向上を図り、構成される各クラスターにおいては、先進的研究や社会ニーズに応える研究を行う。
- ・会津大学知的財産戦略に基づき、学内教員等に対する知的財産に関する指導、助言、相談等の体制を強化し、研究シーズの特許化を推進するとともに、大学に帰属した知的財産の効率的な管理、運用を行う。

の 3 点である。研究活動を通じた地域貢献、先端的研究への重点化、さらには研究成果の適切な管理と活用、といった観点からも教員の研究面における資質の向上を図っている（資料 3-16、p.19）。

## <2> コンピュータ理工学部

研究活動や地域貢献等に関しては、コンピュータ理工学部独自の取組みはなく、大学全体で推進していることから、<1>のとおりである。

### **<3> コンピュータ理工学研究科**

研究活動や地域貢献等に関しては、コンピュータ理工学研究科独自の取組みはなく、大学全体で推進していることから、<1>のとおりである。

## **2. 点検・評価**

### **●基準3の充足状況**

国際公募による公平、公正な教員募集を行い、昇任も含め競争的環境の中で取り扱っている。

また、教員組織は、本学が行う教育に必要な体制は整っており、毎年一度、組織の見直しを大学全体で行っている。さらに、教員の資質向上の機会を設けているなど、基準3を概ね充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

国際公募により外国人教員が約4割を占めており、多様な人材が集まっている（平成28年10月1日現在、日本人68人、外国人40人）。このことによって、最先端の専門教育が行えるだけでなく、学生が実践的な英語力を身につけることにも貢献している。

#### **②改善すべき事項**

コンピュータ理工学の分野において女性教員・研究者はそもそも少ないという現状にはあるが、本学においても女性教員の割合が少ないと認め、この点を今後改善していく。

## **3. 将来に向けた発展方策**

### **①効果が上がっている事項**

外国人教員が多いことによる成果は上がっているものの、中期目標に掲げられた「専門科目教員の50%程度を外国人教員とする。」は達成できていないことから、現在も実施している国際公募を維持しながら、広く国外に募集状況を知らしめる努力を重ねていく。

#### **②改善すべき事項**

学内における女性の働きやすさの向上を図り、積極的に広報することにより、教員募集時に女性の応募が増えるよう努めていく。また、コンピュータ理工学の分野においてそもそも女性教員・研究者が少ないと認め、受験生向けパンフレットの女子学生向け小冊子を活用するなど、女子学生の入学増を図るところから長期的な視点で、拡大を図っていきたい。

## **4. 根拠資料**

3-1 行動規範（既出 資料1-8）

- 3-2 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出資料 1-3）
- 3-3 会津大学学内運営組織等に関する規程
- 3-4 会津大学教授会規程
- 3-5 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 3-6 会津大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 3-7 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科の運営組織等に関する規程
- 3-8 会津大学コンピュータ理工学部テニュア・トランク教員公募要領
- 3-9 会津大学教員選考規程
- 3-10 会津大学教員のテニュア・トランク制に関する規程
- 3-11 准教授から上級准教授への学内昇任規程
- 3-12 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程
- 3-13 FD 講演会資料（平成 27 年 10 月 21 日）
- 3-14 FD 講演会資料（平成 27 年 12 月 2 日）
- 3-15 コンプライアンス研修会資料
- 3-16 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料 1-3）
- 3-17 平成 28 年度会津大学研究費の配分について
- 3-18 年報
- 3-19 研究活動（教員紹介）
- 3-20 授業負担一覧表
- 3-21 シラバス

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### <1> 大学全体

中期目標の冒頭に記した3つの基本目標は、本学の5つの基本理念「創造性豊かな人材の育成」「国際社会への貢献」「密度の高い教育・研究」「地域特性を生かした特色ある教育・研究」「福島県の産業・文化への貢献」に沿って定められており、その第1に掲げられている「豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。」に、教育に関する本学の考え方方が集約されている（資料4(1)-1 p.1）。これらに基づいて、コンピュータ理工学部及びコンピュータ理工学研究科ではそれぞれ学則、大学院学則において目的を明らかにするとともにディプロマポリシーを定めている。

###### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部では、本学の基本理念と中期目標に掲げる基本目標に基づき、学則第3条第3項「コンピュータ理工学に関する学芸を教授研究し、豊かな創造性と高い倫理を備え、地域社会及び国際社会の産業・文化の発展に寄与する研究者、技術者及び起業家精神を持つ人材の育成を目的とする。」と定めている。また、以下のとおり、学則第35条、第35条の2及び第36条に卒業及び学位の授与の基準を明記しており（資料4(1)-2）、ディプロマポリシーは平成26年度に定めている（資料4(1)-3）。

###### ○会津大学学則

第35条 学長は、本学に4年（第19条又は第20条の規定により入学した者については、第21条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第26条に規定する単位数を修得した者に対し卒業を認定する。

第35条の2 学長は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第12条及び前条の規定にかかわらず、卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

第36条 学長は、前条の規定により卒業を認定された者に対し学士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。

###### ○ディプロマポリシー 学部

###### モチベーション

- ・卒業生は、心身ともに健康であり、豊かな人間性を持つ。
- ・卒業生は、豊かな創造性と高い倫理観を備えている。

- ・卒業生は、先駆者（パイオニア）精神を発揮できる。
- ・卒業生は、主体的・継続的に学習する能力を持つ。
- ・卒業生は、違った価値観や伝統や制度を持った異文化に関して深い認識を持つ。

#### コンピテンシー

- ・卒業生は、幅広く深い教養を身に附けている。
- ・卒業生は、論理的な思考力や客観的判断力などの科学的思考力を持つ。
- ・卒業生は、コンピュータ理工学の基礎から応用に至る専門的知識と技術を持つ。
- ・卒業生は、豊かなコミュニケーション能力に基づいて、チームの一員として働く能力を持つ。

#### スキル

- ・卒業生は、自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力、ならびに、他者に情報を発信する能力を持つ。
- ・卒業生は、英語による基礎的な職務能力を持ち、グローバル社会で活躍できる。
- ・卒業生は、修得した知識・技術により地域社会及び国際社会の産業と文化の発展に寄与できる実践力・応用力を持つ。
- ・卒業生は、コンピュータ・サイエンティスト又はコンピュータ・エンジニアとして活躍できる基礎力と応用力を兼ね備え、自立した社会人として活躍できる。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科では、本学の基本理念と中期目標に掲げる基本目標に基づき、大学院学則第4条に「本学大学院は、国際的な環境の下で、コンピュータ理工学に関する専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、学識豊かな優れた研究者及び高度な専門的技術者を養成するとともに、国際的にも評価される学術文化的向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。」「博士前期課程は、広く社会的及び技術的視野に立って、コンピュータ理工学における高度な専門的知識とその応用手法を教授し、IT社会でそれらを実践しうる能力を涵養し、また起業家精神あふれる先進的技術者の育成を目的とする。」「博士後期課程は、前期課程で獲得した能力を基に、コンピュータ理工学のより専門的な学術の理論及びその応用手法を教授研究し、高度に専門的な業務に従事し、国際的な評価に耐えうる研究開発を促進できるような研究者の養成を目的とする。」と定めている（資料4(1)-4）。また、以下のとおり大学院学則第35条及び第36条に修了及び学位授与の基準を明記しており、ディプロマポリシーは平成27年度に定めている（資料4(1)-5）。

#### ○会津大学大学院学則

第35条 学長は、博士前期課程に2年（第17条又は第18条の規定により博士前期課程に入学した者については、第19条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第25条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題について研究の成

果の審査及び最終試験に合格した者に対し博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学長は、博士後期課程に3年（第17条又は第18条の規定により博士後期課程に入学した者については、第19条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者（第13条第2項第2号、第3号又は第4号の規定に該当し博士後期課程に入学した者及び第17条又は第18条の規定により博士後期課程に入学した者を除く。）については本学大学院に3年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。以下同じ。）に2年以上在学し当該課程を修了した者については当該課程における2年の在学期間、前項ただし書の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者については当該課程における在学期間を含む。）以上、第13条第3項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定に該当し博士後期課程に入学した者のうち優れた業績を上げた者にあっては本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする

第36条 学長は、前条第1項の規定により修了を認定された者に対し修士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。

- 2 学長は、前条第2項の規定により修了を認定された者に対し博士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。
- 3 学長は、前項に規定する者のほか、本学大学院に学位論文の審査を申請した者であって、その審査及び最終試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に対しても博士（コンピュータ理工学）の学位を授与することができる。

#### ○ディプロマポリシー 大学院

##### モチベーション

- 修了生は、心身ともに健康であり、豊かな人間性を持つ。
- 修了生は、豊かな創造性と高い倫理観を備えている。
- 修了生は、先駆者（パイオニア）精神を発揮できる。
- 修了生は、主体的・継続的に学習する能力を持つ。
- 修了生は、違った価値観や伝統や制度を持った異文化に関して深い認識を持つ。

##### コンピテンシー

- 修了生は、幅広く深い教養を身に附けている。
- 修了生は、論理的な思考力や客観的判断力などの科学的思考力を持つ。
- 修了生は、コンピュータ理工学の基礎から応用に至る専門的知識と技術を持つ。
- 修了生は、豊かなコミュニケーション能力に基づいて、チームの一員として働く能力を持つ。

### スキル

- ・修了生は、自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力、ならびに、他者に情報を発信する能力を持つ。
- ・修了生は、英語による専門的な職務能力を持ち、グローバル社会で活躍できる。
- ・修了生は、修得した知識・技術により地域社会及び国際社会の産業と文化の発展に寄与できる実践力を持つ。
- ・修了生は、コンピュータ・サイエンティスト又はコンピュータ・エンジニアとして活躍できる基礎力と応用力を兼ね備え、プロジェクトチームにおける ICT 分野のリーダーとして活躍できるとともに、ICT 産業に関わる実用的な問題を実際に解決する経験を踏まえ、社会で実践することができる。

## (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### <1> 大学全体

中期目標に掲げる基本目標の第 1 「豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。」という教育目標に基づき（資料 4(1)-1 p.1）、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科においてそれぞれカリキュラムポリシーを定めている。

現在、コンピュータ理工学部とコンピュータ理工学研究科博士前期課程の教育の一貫性を高めることを理由の一つとして、コンピュータ理工学部に 4 学期制を導入するというカリキュラムの見直しを行っている。

### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部では、「豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。」という教育目標とディプロマポリシーの達成に向けて、「教養科目」「英語科目」「専門基礎科目」「専門科目」「卒業論文」「教職に関する科目」という 6 つのカテゴリに分けて科目設定を行っており、それが以下のカリキュラムポリシー（平成 26 年度策定）として明示されている（資料 4(1)-6）。

#### ○カリキュラムポリシー 学部

##### 【教養科目】

###### 人文・社会

哲学、文学、心理学、経済学、法学、論理学、保健体育理論など 14 科目の人文社会関係科目のうちから、4 科目以上を履修する。それによって、コンピュータ理工学の知識だけでなく、幅広い教養知識に基づいて主体的に学び続けることのできる、人間性豊かな社会人の育成をめざした教育を行う。

###### 体育実技

基本推奨科目である体育実技科目を履修することを通じて、健康で豊かな社会生活

を維持するための能力と習慣が身につくよう教育を行う。

### 【英語科目】

#### [一般]

1, 2 年次の基本英語科目では、大学教育で必要な英語の習得に向けた教育を行う。  
3, 4 年次の英語科目では、コンピュータ理工学の分野で英語を使用することを奨励する教育を行う。

#### [異文化理解]

英語の授業を通し、多面的な視点の存在に気づき、意志疎通をスムーズに行うために文化の違いを配慮できる人材を育成するための教育を行う。

#### [スピーキング、リスニング]

英語を使用して自分の意見を伝え、研究内容を口頭で発表・質疑応答をすることに向けた教育を行う。

#### [リーディング、ライティング]

国際的に通用する形式で研究論文を書き、英語の文書を読み、職場での日々の英語文書のやり取りを的確に行えるよう、教育を行う。

### 【専門基礎科目】

#### 数学関連科目

線形代数学、微積分学を基本的な講義演習を通して学び、数学の計算原理を理解した人材の育成をめざした教育を行う。さらに発展した内容として、確率統計学ではデータの整理と解析をする具体的能力を身につけるための教育を行う。また、専門科目で必要な基礎知識として、フーリエ解析や計算幾何学などの高度な数理能力も養う。このような学習を通して論理的な思考力や客観的判断力を養い、コンピュータ理工学の専門科目での応用に向けた教育を行う。

#### 自然科学関連科目

力学、電磁気学を基本的な講義演習を通して学び、物理の自然法則を理解した人材の育成をめざした教育を行う。また、専門科目で必要な知識として、量子力学や半導体デバイスなどの高度な知識も学ぶ。このような学習を通して論理的な思考力や客観的判断力を養い、コンピュータ理工学の専門科目での応用に向けた教育を行う。

#### コンピュータ基礎関連科目

コンピュータ基礎関連科目では、コンピュータサイエンティスト・コンピュータエンジニアとして必要不可欠なコンピュータの基本的な使用方法（リテラシー）とハードウェアとソフトウェアの基本知識を学ぶ。また、現代のコンピュータ社会においてコンピュータが活用されている応用事例や、コンピュータを活用する上で理解すべき情報倫理や情報セキュリティに関する教育も行う。

#### プログラミング関連科目

プログラミング関連科目では、基礎的なプログラム作成・実行方法から始め、高度なプログラムを作成するための知識とスキルを養う教育を行う。また、C 言語や

JAVAといった複数のプログラミング言語を学ぶことで、言語による文法の違いを認識し、新しいプログラミング言語を習得するためのスキルを養う教育を行う。

#### コンピュータ理工学基礎関連科目

コンピュータ理工学基礎関連科目では、コンピュータ理工学において必要なコンピュータ技術とソフトウェアに関連した基礎的な内容を学習し、専門基礎科目から専門科目へと橋渡しをするための教育を行う。具体的には、コンピュータを構築するための基本的な理論としてのコンピュータアーキテクチャ論やオペレーティングシステム論などの科目、コンピュータで情報を表現・分析するための基本的な理論としての離散系論や情報理論などの科目、さらには、コンピュータで現実の問題を効率的に解決するための基本的な理論としてのデータベースシステム論、言語処理系論などの科目を学ぶ。

#### 【専門科目】

##### コンピュータシステム関連科目

新しいコンピュータシステムの設計や構築ができる人材を育てるために、コンピュータの動作原理や構成、ハードウェアやソフトウェアに関する下記の基礎知識とスキルを養う教育を行う。

- (1)オペレーティングシステム及びコンピュータアーキテクチャの基礎知識
- (2)デジタル集積回路設計：論理回路設計、レイアウト設計
- (3)アナログ集積回路設計：電気・電子回路、インターフェイス集積回路
- (4)通信システム：通信ネットワーク、デジタル通信システム
- (5)応用：組込みシステム、並列コンピュータアーキテクチャ

##### コンピュータネットワーク関連科目

ネットワーク社会で活躍できるネットワーク技術者、システムエンジニアを育成するために、コンピュータネットワークやネットワークプログラミングに関する下記の基礎知識とスキルを養う教育を行う。

- (1)ネットワークの基礎知識：インターネットの構成、ネットワークモデル、プロトコル、通信システム
- (2)ネットワークプログラミング技術：ソケットプログラミング、Web プログラミング、アプリケーションの作成
- (3)ネットワーク運用・管理：ネットワークの設計、構成、監視、管理、性能解析
- (4)各種のネットワーク：マルチメディアネットワーク、モバイルネットワーク、ネットワークセキュリティ

##### アプリケーション関連科目

ビジネスや医療、教育、環境、宇宙開発などのさまざまな分野でコンピュータを応用できる人材を育てるため、情報解析、情報利用に関する基礎知識と、それを実問題に応用するスキルを養う教育を行う。線形システム論、デジタル信号処理、画像処理、コンピュータグラフィックス、機械学習といった基礎知識に基づいて、下記の三つの応用分野に関する教育を行う。

- (1)仮想現実とヒューマンインターフェース (VH)Web や各種イメージングデバイスを用いた、画像処理、音声処理、2D/3D 映像処理、ヒューマンインターフェースの構築に関する基礎知識とスキルを養う教育を行う。
- (2)ロボットと制御 (RC)ロボットや機械を制御する手法を学ぶため、ロボット機構と制御アルゴリズム、自律制御及び人工知能に関する基礎知識とスキルを養う教育を行う。
- (3)医学及びバイオ応用 (BM)医学、バイオ技術へのコンピュータ技術の応用を学ぶため、医用画像処理、GIS(地理情報システム)、モバイル医療、バイオメトリクスと医療情報に関する基礎知識とスキルを養う教育を行う。

#### ソフトウェアエンジニアリング関連科目

大規模化、複雑化した現代のソフトウェア開発に適応できる、ソフトウェア工学の基本的な手法、技術、ツールの知識を身につけた技術者の育成をめざす。さらに、それらを現実世界で応用できる能力を身につけるため、開発プロセス、プロジェクト管理、チーム作業などについての基本的な知識と実践的な演習を交えた教育を行う。ソフトウェアが利用される分野は多岐にわたり、その開発においては、対象分野・環境を分析し理解することが欠かせない。また、顧客やユーザと対話し要望を聞き取る技術、競合する要求を満たしながら設計を行う技術、時間や費用の折り合いを付ける技術などを駆使する必要がある。これらの制約の下で高い品質と価値のソフトウェアを開発するための実践経験が得られる教育を行う。

#### その他の科目

産学連携教育による幅広い知識の学習、トップダウン教育、課題解決型学習(PBL)、といった理念に基づく少人数の演習型講義を通して、コミュニケーション能力、チームで働く能力、主体的な学習・企画能力、起業・企業知識、ベンチャー精神などを養う。また、キャリアデザイン教育を通して、社会人として必要とされる基礎力を養う。

#### 【卒業論文】

それまでに習得した基礎知識・専門知識を応用し実践する必修科目として位置づけ、英語による執筆と最終発表を行う。指導教員と共に問題を探索・設定して自ら解決する機会であり、科学者・技術者の総合的能力を養う。具体的には、論理構成能力、英語による基礎的な職務遂行能力、研究者・技術者倫理、主体的に学び環境に合わせて自ら成長していく姿勢などを身につける。

#### 【教職に関する科目】

中学校教諭一種・数学、高等学校教諭一種・数学、高等学校教諭一種・情報の免許が取得可能なカリキュラムを提供する。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科では、「豊かな創造性と高い倫理観を備え、国際社会に通

用する研究者・技術者、技術革新の指導者及び起業家精神を持つ人材を育成する。」という教育目標とディプロマポリシーの達成に向けて、次のとおり平成 27 年度にカリキュラムポリシーを定めている（資料 4(1)－7）。

#### ○カリキュラムポリシー 大学院

本研究科のカリキュラムは、コンピュータ理工学の基礎から応用に至るまでの専門的知識と技術を身につけて、ICT 産業に関わる実用的な問題を解決し、およびその対象である"情報"の構造と機能について研究するために、専門科目、研究科目、セミナー科目、コンバージョン科目および教職関連科目の 5 つの科目群で構成されている。

本研究科に設置された複数の教育研究領域における専門科目および研究科目は、コンピュータ理工学の基礎から応用に至るまでの専門的知識と技術を身につけるために置かれる。この専門科目は、専門的基礎を扱うコア科目とより高度なアドバンス科目とに区分され、前者の一定の科目数を必修とすることで偏りのない知識を身につけることができる。

また、セミナー科目は、英語でのプレゼンテーションを扱う科目や課題解決型学修科目などが含まれ、主体的かつ能動的な学修を通して、より高度な知識と創造力および優れた問題発見・解決の能力を養い、英語職務能力を備えた最先端のコンピュータ・サイエンティストまたはコンピュータ・エンジニアの育成に資するものである。

さらに、コンピュータ理工学以外の分野から入学する者に十分配慮したコンバージョン科目、および数学・情報の専修免許状取得要件を満たすための科目を提供している。

#### 設置科目群構成（平成 27 年度現在）

##### 専門科目

コア科目（コンピュータ理工学研究科内に設置された教育研究領域の専門基礎科目）

アドバンス科目（同、高度な専門科目）

##### セミナー科目

英語でのプレゼンテーションや論文投稿等の発表科目、課題解決型学習科目等

##### 研究科目

修士論文、課題解決型プロジェクト科目であるソフトウェア開発アリーナ  
コンバージョン科目

コンピュータ理工学以外の分野から入学する者のために設けられた基礎科目

##### 教職関連科目

数学・情報の専修免許状取得要件を満たすための科目

#### コンピュータ理工学研究科に設置されている教育研究領域（平成 27 年度現在）

CS 教育研究領域（Computer Science コンピュータサイエンス）

新たな理論の発展と実用システムへの展開を視野に入れ、コンピュータ理工学の核となる基礎理論を中心とした教育研究。

<b>SY 教育研究領域 (Computer System コンピュータシステム)</b>
コンピュータシステムの基礎として、ハードウェアとソフトウェアとを融合させた教育研究。
<b>CN 教育研究領域 (Computer Network Systems コンピュータネットワークシステム)</b>
現代の情報通信基盤・サービスに不可欠な、コンピュータネットワーク技術の教育研究。
<b>IT 教育研究領域 (Applied Information Technologies 応用情報工学)</b>
コンピュータ理工学の応用分野として、ロボティクス、宇宙、生体情報学、バーチャルリアリティ等の教育研究。
<b>SE 教育研究領域 (Software Engineering ソフトトウェアエンジニアリング)</b>
ソフトウェアの開発・運用・保守を、体系的な規律を保ちながら実践するための教育研究。
<b>PM 教育研究領域 (Project Management and IT Specialist プロジェクトマネジメント &amp; IT スペシャリスト)</b>
信頼性の高い安全なソフトウェアを開発するための基礎知識や応用技術を習得し、国際プロジェクトチームにおける ICT 分野のリーダーを育成することを目指した教育研究。

コンピュータ理工学の基礎から応用に至るまでの専門的知識と技術を身につけること、より高度な知識と創造力及び優れた問題発見・解決の能力を養うこと、英語職務能力を備えること、さらにはコンピュータ理工学以外の分野から入学する者にも配慮するという方針を明示している。

### (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

#### <1> 大学全体

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、キャンパスガイドに掲載、全学生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており広く社会に公表している。新入学生にはオリエンテーション時に周知、新人教職員にも着任時の研修で教育している。（資料 4(1)-3、資料 4(1)-5、資料 4(1)-6、資料 4(1)-7、資料 4(1)-8 p.7、資料 4(1)-9 p.6）

#### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、キャンパスガイドに掲載、全学部生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており、広く社会に公表している。また、新入学生には、オリエンテーション時に周知を図っている。

#### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、キャンパスガイドに掲載、全大学院生と全教職員に毎年配布し、ウェブサイトにも掲載しており、広く社会に公表している。また、新入学生には、オリエンテーション時に周知を図っている。

**(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**<1> 大学全体**

中期目標に掲げる基本目標は、6年に1度の中期目標・中期計画の見直し作業の中で再検討が行われており、平成30年度から始まる第3期の中期目標・中期計画の策定作業の一環として近く検証が行われる予定である。この検証作業は、本法人の副理事長、理事が室員となっている評価室が取りまとめこととなっている（資料4(1)-10）。具体的には、評価室が全学に意見を求め、下部組織である大学のワーキンググループで原案を作成し、評価室が案を決定する。その後、部局長会議、教育研究審議会、経営審議会、役員会の議を経て、県との協議を開始することとなっている。

**<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについては、策定後日が浅く、大きな見直しをする段階にはないが、6年に一度策定をする中期目標・中期計画の見直し作業が平成29年度に行われることから、その中で検証を行っていくこととなる。具体的な手続きとしては、教務委員会、教授会の議を経て部局長会議、教育研究審議会に諮ることとなる。

**<3> コンピュータ理工学研究科**

コンピュータ理工学研究科のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについては、策定後日が浅く、大きな見直しをする段階にはないが、6年に一度策定をする中期目標・中期計画の見直し作業が平成29年度に行われることから、その中で検証を行っていくこととなる。具体的な手続きとしては、大学院教務委員会、研究科委員会の議を経て部局長会議、教育研究審議会に諮ることとなる。

## 2. 点検・評価

**●基準4-(1)の充足状況**

教育目標に基づいて学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が定められており、大学構成員に周知、社会にも公表されている。また、定期的な検証も行われる仕組みが整備されており、基準4-(1)を充足している。

**①効果が上がっている事項**

平成26年度から27年度にディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが定められ、キャンパスガイド等によって全学生に周知されたことによって、学生と教職員の間でこれらの方針や考え方の共有が進んだ。

## **②改善すべき事項**

特になし

### **3. 将来に向けた発展方策**

#### **①効果が上がっている事項**

ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが定められ、学生や教職員等、本学の構成員の間で共有が図られた考え方が、今後の運用と不断の検証によってさらに理解を深めるとともに、よりよい形への改善につなげていく。

#### **②改善すべき事項**

特になし

### **4. 根拠資料**

- 4(1)-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料 1-3）
- 4(1)-2 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 4(1)-3 ディプロマポリシー（学部）
- 4(1)-4 会津大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 4(1)-5 ディプロマポリシー（大学院）
- 4(1)-6 カリキュラムポリシー（学部）
- 4(1)-7 カリキュラムポリシー（大学院）
- 4(1)-8 Campus Guide2016（学部）（既出 資料 1-6）
- 4(1)-9 Campus Guide2016（大学院）（既出 資料 1-7）
- 4(1)-10 公立大学法人会津大学評価室設置要綱

## 第2節 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <1> 大学全体

学則、大学院学則やカリキュラムポリシーに基づき、学部、大学院とも適切に授業科目を開設しており、各履修規程のとおり教育課程を体系的に編成している。

現在、コンピュータ理工学部のカリキュラムの見直しを行っており、平成30年度からの4学期制導入に向けて、平成28年度から一部4学期制を取り入れながら課題の抽出、検証を行っている。カリキュラム見直しの目的は、最新のコンピュータ理工学の動向を踏まえ、CSC2013(Computer Science Curricula 2013)に基づいた科目の導入、すでに4学期制を導入しているコンピュータ理工学研究科博士前期課程との一貫性、継続性の確保、短期間での単位修得、留学のし易さ、さらには、平成28年度秋入学から開始したICTグローバルプログラム全英語コースのカリキュラムとの両立のし易さなどを目的としている（資料4(2)-1）。また、コンピュータ理工学部とコンピュータ理工学研究科博士前期課程との一貫性、継続性の面では、優秀な学生がより積極的に大学院進学を目指し、5年で計画的かつ円滑に修士学位を取得できるよう、3年間でコンピュータ理工学部の学修をおおむね修了して4年次からコンピュータ理工学研究科博士前期課程の科目の一部を受講でき、その後の1年間で博士前期課程を修了するプログラムと、3年間で必要単位を修得し、早期卒業又は退学してコンピュータ理工学研究科博士前期課程に進学して通算5年間で博士前期課程を修了するプログラムによる「学部・博士前期課程5年一貫教育プログラム」を設けている（資料4(2)-2）。

また、コンピュータ理工学の分野において国際的にも通用する人材を育成することを目指し、英語による論文作成、学会発表ができる力を身につけさせるため、先進的な手法を取り入れた英語教育を実施しており、コンピュータ理工学部の学生は全員卒業論文を英語で作成・発表できるようになり、コンピュータ理工学研究科ではほぼ全科目を英語で講義するという環境の中で、英語による専門的な職務能力を修得している。

#### <2> コンピュータ理工学部

国際社会に通用する研究者・技術者を養成するため、コンピュータ理工学の分野では世界標準とされているACM (Association for Computing Machinery, アメリカにある国際的な計算機科学分野の学会) 及び IEEE (Institute of Electrical and Electronic Engineers, 電気・電子分野における世界最大の専門化組織) によって議論されてきたコンピュータ理工学分野の最先端の先導的カリキュラムである CC2005 (Computing Curricula 2005) をベースに、卒業後の進路イメージに対応した5フィールド（専門領域）と、フィールドをさらに細分化した9トラック（履修モデル）からなるカリキュラムとするとともに、卒業論文以外の必修科目を廃止して、教養科目、外国語科目、専門教育科目、卒業論文の4つに授業科目区分を設けるとともに、基本推奨科目、トラック推奨科目、一般科目等に種類分けを行い、自らのキャリアプランニングに応じ

た専門的知識を身に付けさせるため、学生の主体性、自立性を前提とした 4 年間の履修を計画できるようにしている。このため、卒業に必要な単位は、学則第 26 条のとおり、教養科目と外国語科目で 25 単位以上、専門教育科目と卒業論文で 103 単位以上という大きなくくりで定められている（資料 4(2)−3）。

現在は、CC2005 以降新たに示された CSC2013 に基づいたカリキュラムを導入するなど、常に最新のコンピュータ理工学の動向を踏まえ、継続的な見直しを行っており、平成 28 年度からの 4 学期制の一部導入や、多くの科目を短期集中型のカリキュラムとして、教養科目、外国語科目と合わせて必要な科目を適切に開設するなどしている（資料 4(2)−4 p.9～p.13）。

4 学期制については、平成 28 年度の導入状況を検証しつつ、平成 30 年度に全面的な 4 学期制の導入及びカリキュラムの改正に向けて取り組んでいる。

また、文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業に採択された本学では、コンピュータ理工学部に平成 28 年秋入学から ICT グローバルプログラム全英語コースを設置して、英語による授業のみを受講して卒業できるカリキュラムを構築し、1 年生と 3 年次編入学生の計 11 名が入学した。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科の教育課程には、コンピュータシステム及びその処理対象となる情報の構造と機能を教育・研究するコンピュータ・情報システム学専攻と、IT 産業に関わる実用的な問題解決を実践するための教育・研究を行う情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の 2 つがある（資料 4(2)−5）。

コンピュータ・情報システム学専攻は、コンピュータ理工学に関する各分野において優れた研究者を育成することを目的として、コンピュータサイエンス、コンピュータシステム、コンピュータネットワークシステム、応用情報工学、ソフトウェアエンジニアリングの 5 つの教育研究領域（フィールド）を設けており、各領域の目標に基づき、それぞれの分野における基礎から高度な専門知識にいたる学術理論の科目を配した専門科目に加え、セミナー科目、研究科目を設けている。本専攻には博士前期課程と博士後期課程を置き、後期課程においては、高度な理論研究の発展及びその応用に寄与する研究者の養成を目的として、前期課程で修得した知識と能力を更に深める研究開発を行っている（資料 4(2)−6）。

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻は、産業社会を先導する国際的 IT 専門家を育成することを目的として博士前期課程のみを設置しており、信頼性の高い安全なソフトウェアを開発するための基礎知識や応用技術の科目を配し、その中で、専門科目やセミナー科目のほか、コンピュータ理工学の専門知識のみならず、問題解決やマネジメント能力の涵養も視野に入れた「ソフトウェア開発アリーナ」など独特の科目を設けている。

いずれも、大学院学則、カリキュラムポリシーに沿って、また、技術の進歩、社会や産業界の変化を的確に捉え、必要な科目を適切かつ体系的に開設している（資料 4(2)−7）。

**(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

**<1> 大学全体**

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科ともカリキュラムポリシーに基づき、どのような授業科目を開設するかを検討する際、各科目の教育内容についても検討を重ねており、適切な教育内容となっている。その内容はシラバスに明記されている（資料4(2)-8、資料4(2)-9）。

現在、コンピュータ理工学部において平成30年度を目標に進められているカリキュラムの見直しは、平成28年度から一部導入を行うことによって、その効果の検証、教員及び学生からの意見も踏まえたさらなる見直しを加えることによって完成させる考えであり、これまで同様、コンピュータ理工学部の教務委員会が中心となって検証を重ねながら推進していく。

**<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部では、卒業論文以外の必修科目を廃止し、学生の進路イメージに合わせて主体的に履修計画を立てられるよう多彩な科目群が用意されており、全体として教育課程に相応しい教育内容を提供している。

常に教務委員会が中心となって、見直しや検証を重ね、各教員との協議を通してカリキュラム全体を構築しており、不断の検証が行われている。

**<3> コンピュータ理工学研究科**

コンピュータ理工学研究科では、カリキュラムポリシーに基づいてコンピュータ・情報システム学専攻の5つの教育研究領域と情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の計6つの領域それぞれにとって必要な、より高度で最先端の内容を含む科目群が配されている。コンピュータ理工学研究科においても、大学院教務委員会が毎年度カリキュラム決定のための検証活動を行っている。

## 2. 点検・評価

**●基準4-(2)の充足状況**

授業科目、教育課程とも教育課程の編成・実施方針に沿って定められており、体系的なものとなっていることから、基準4-(2)を充足している。

**①効果が上がっている事項**

平成28年度から一部導入したコンピュータ理工学部における4学期制は、概ね順調に運用されている。また、スーパーグローバル大学創成支援事業として進めてきたICTグローバルプログラム全英語コースの設置と学部留学生の受け入れも順調にスタートすることができた。

**②改善すべき事項**

特になし

## **2. 将来に向けた発展方策**

### **①効果が上がっている事項**

平成 28 年度から一部導入したコンピュータ理工学部における 4 学期制について、さらに検証を重ねるとともに、学生の集中力を持続させ、より弹力的な授業運営を可能とするために 1 コマ 50 分授業を採用し、4 学期制とあわせて平成 30 年度の全面的な導入を目指していく。また、平成 28 年度秋入学から受け入れが始まった ICT グローバルプログラム全英語コースの留学生の受け入れ拡大に必要な教育環境、生活環境の充実を図っていく。

### **②改善すべき事項**

特になし

## **3. 根拠資料**

- 4(2)-1 先進 ICT グローバルプログラム
- 4(2)-2 学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラム
- 4(2)-3 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 4(2)-4 Campus Guide2016（学部）（既出 資料 1-6）
- 4(2)-5 履修案内（大学院）
- 4(2)-6 カリキュラムの特色
- 4(2)-7 Campus Guide2016（大学院）（既出 資料 1-7）
- 4(2)-8 2016 年度シラバス（学部）
- 4(2)-9 2016 年度シラバス（大学院）

### 第3節 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <1> 大学全体

コンピュータ理工学の知識を効率的に体得させるため、コンピュータ理工学部における専門教育科目については、多くの科目を講義と演習の組合せで開講している。専門教育科目のうち、基礎的な知識を扱う科目においては、多くが講義1コマと演習2コマで開講される（資料4(3)-1（例）1-C1/C2クラス コンピュータリテラシーI 講義：月1、演習：月4・水1）。より専門的な知識を扱う科目においては、多くが講義1コマと演習1コマで開講される。これらの科目においては、学生が効率的に学習できるよう時間割上、講義と演習の連続した配置を考慮している（資料4(3)-2（例）3-SD/VD/CNクラス 論理回路設計特論 講義：月・木2、演習：月・木3）。科目の開講に当たっては、学習効果を高めるため授業形態に応じて履修クラスの定員を設定し、定められたクラスでの履修を指導している。コンピュータ理工学研究科博士前期課程においても、講義と演習の組み合わせを用いて教育を行っている。

また、コンピュータ理工学部では、ベンチャービジネス実験工房やコンピュータ理工学実験、数多くの課外プロジェクトを開講して実践的な課題解決型の教育にも力を入れている。コンピュータ理工学研究科博士前期課程においても同様に、創造工房セミナーなどICTグローバルベンチャー工房を開講している。

IoT（Internet of Things:モノのインターネット）やロボット技術が進展する中、学生が自分のアイデアをすぐに試作できる環境として3Dプリンタ、レーザーカッターなどの工作機械を備えた新しいタイプの工房「Aizu Geek Dojo（会津ギーク道場）」を平成28年8月、研究棟内にオープンさせた。この工房の機材とソフトを活用したものづくり基本講座を開講し、考え出したアイデアをソフトウェア、電子回路、ハードウェアの組み合わせにより、短期間で形にする演習を行うなど、ハンズオンを重視した科目を増やしている。

さらに、本学への入学前に修得した単位や、本学在学中にアカデミア・コンソーシアムふくしまの協定校などの他大学において履修し、修得した単位は、これを本学の単位とみなすことができる。

授業科目においては、担当教員と履修者を網羅したメーリングリストが授業ごとに作成され、設定された授業時間外にも教員と学生が容易に連絡を取り合うことが可能となっており、特に専門性の高い科目においては少人数で教育が行われていることから、教員と学生との連携が深まる傾向がみられる。

###### <2> コンピュータ理工学部

学部教育におけるきめ細かな指導を実現するため、専門科目の講義、演習及び実験において大学院生、学部生によるティーチング・アシスタント（TA）及びスクーデント・アシスタント（SA）を活用している。英語科目においては、科目の目的に応じて履修者人数を限定したり、特定の使用機器が設置されている教室を利用したり、それぞれの科目の内容に応じて、学習効果を高めるための環境を整え、それを活用して

いる。

新入学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて履修指導を行うとともに、1年生前期に開講される「コンピュータ理工学のすすめ」においては、本学のカリキュラムについて学習し、また、コンピュータ理工学分野の専門家の話を聴講する機会を設けることで、本学での修学や早期の進路設計の重要性などについての意識付けを行っている（資料4(3)-3）。

さらに、英語教育では、国際社会で通用する人材を育成するため、最新の英語教育手法を導入した。CALL（Computer Assisted Language Learning）システムとともに、学生に達成すべき課題（タスク）を与え、課題達成のためのコミュニケーション等に英語を用いて、実践的な英語力を身につけさせるTBL（タスクベース学習）方法を導入したことが英語カリキュラムにおいて特筆すべき点である。聞く、話す、読む、書くという4つすべての技能を伸ばすためのトレーニングが行われている（資料4(3)-4）。

語学研究センターの教員は、英語教育に関する研究にも取り組んでおり、その研究成果を教育の内容や方法に反映させることで、教育効果を高める努力を重ねている。

コンピュータ理工学部で唯一の必修科目である卒業論文は、4年次の通年科目であり、大学生活の集大成となる最も重要な科目である。

本学では適切かつ十分な指導を行うため、指導教員が受け持つ学生数は少人数として、徹底した指導体制を組むこととしている。

卒業論文自体は4年次の科目であるが、卒業論文指導教員への配属は3年次当初には決定できるよう、2年次の後期から準備を進め、早期から卒業論文作成のための意識づけや計画性を持たせる工夫をしている。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科博士前期課程では、入学時に各学生に対して研究指導を行う教員を決定し、また、必要に応じ副研究指導教員、カリキュラム指導教員を決定し、各々の研究課題に応じた授業科目の履修指導のもと多様な科目群から効果的な履修計画を立てることができるようになっている（資料4(3)-5 第2条）。

博士前期課程コンピュータ情報システム学専攻の学生は、研究指導教員の指導のもと研究目的に応じた専門科目を計画的に履修することで学識を深めている。また、研究セミナーや発表セミナーにより学位論文に係る研究の指導や論文発表・審査に備える指導を受け、2年次には研究科目の履修により学位論文を完成させている。

博士前期課程情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生は、学位論文作成に係る研究の代わりに、在学期間を通して履修する「ソフトウェア開発アリーナ」において、研究指導教員及び連携する企業等からの指導を受けてソフトウェアの開発を行い、特定の課題についての研究の成果として、そのテクニカルレポートを段階的に計4編提出することが課されている。

コンピュータ理工学研究科では、原則全科目英語で授業を実施するとともに、語学研究センター所属教員による科学技術の英語表現法の研究成果を生かしたコンピュータ理工学研究科の全学生が受講できる英語科目の一層の充実に努め、国際会議や主要学術論文誌へ投稿し、採択される論文の執筆方法とスキルを身に付けさせるため、「投

稿論文執筆セミナー」を開講している。

博士後期課程には授業科目ではなく、研究科目（研究指導）のみを定め、指導教員の指導により、「特別セミナー」と「特別研究」が進められる。

後期課程 2 年次の最初の学期には、1 年間の学習状況及び研究状況等の報告のための進捗状況発表会を行うことになっており、「博士後期課程学生指導の進め方」（資料 4(3)-6 p.18~19）においてその具体的指導方法を定めている。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### <1> 大学全体

学生が授業科目の内容等をあらかじめ知ることができるようシラバスを作成し、Web 上に公開している。また、入学時のガイダンスにおいて、シラバスの活用方法を説明し、利用の促進を図っている（資料 4(3)-7、資料 4(3)-8）。

シラバスの構成については、掲載項目を①授業の概要、②授業の目的と到達目標、③授業スケジュール、④教科書、⑤成績評価の方法・基準、⑥履修上の留意点、⑦参考、の 7 項目として統一し、学生にとってより講義内容がわかりやすいものとしている。

### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部のシラバスは、英語と日本語で作成し、公表している。また、よりよいシラバスが提示できるよう、ベストシラバスの選定、公表を行って、指導教員のシラバス作成のモチベーションを高めている。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科のシラバスは、英語で作成、公表しており、すべての授業を原則英語で実施している本学の大学院の教育方針等にも合致するものである。

## (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### <1> 大学全体

成績評価については、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科ともに、学則、大学院学則及び履修規程の定めに従って各担当教員が評価している。各課目の成績評価の方法等は、シラバスにそれぞれ明記されている。

各科目の担当教員による評価結果については、教務委員会の審議を経て確定させることで、正確性、公平性の確保に努めている。

また、単位認定についても、成績評価の決定を受けて、学期ごとに教務委員会の審議を経て確定させている。

### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部においては、会津大学学則第 25 条に「学修の評価は A、B、C、D 又は F をもって表示し、A、B 及び C を合格とし、所定の単位を与える。」と定められている（資料 4(3)-9）。また、履修規程第 9 条に成績評価の方法が定められて

いる（資料4(3)-10）。

○会津大学履修規程

第9条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判定する。

2 成績の表示は次のとおりとし、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点～100点
B	65点～79点
C	50点～64点
D	35点～49点
F	34点以下
放棄	0点

- 3 放棄とは、授業実施時間の3分の1を超えて授業に出席せず、又は前条に定める試験を受けなかった場合をいう。
- 4 不合格になった科目は、改めて履修することができる。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科においては、大学院学則第24条に「学修の評価（博士前期課程におけるものに限る。）は、A、B、C、D又はFをもって表示し、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。」と定められており、成績の評価は、コンピュータ理工学部の履修規程を準用している（資料4(3)-11）。

## (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びついているか。

### <1> 大学全体

各科目の評価結果の妥当性を確認するため、成績分布状況等の確認を行う過程で過去の成績との比較も行っている。

同一科目の成績が前年までと大きく異なるなどした場合には、教育内容の点検を行い、必要があれば内容の改善を図っている。また、学生による授業評価も全科目に導入しており、その結果を担当教員に伝達し、次年度以降への科目内容の改善に生かされている。

また、会津大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会が中心となって、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行っている。

具体的には、教員対象の講演会、研修会の開催、学生による授業評価アンケートの実施を始め、平成28年度には、学生FD会議への参加、授業公開、卒業生アンケートなどに取り組んでおり、これらの結果を授業の内容や方法の改善に生かすための協議、検討を重ねている。

## **<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部においては、学部長の下で教務委員会が成績の評価結果の妥当性の確認を行い、評価を確定させる。

## **<3> コンピュータ理工学研究科**

コンピュータ理工学研究科においては、研究科長の下で大学院教務委員会が成績の評価結果の妥当性の確認を行い、評価を確定させる。

## **2. 点検・評価**

### **●基準4-(3)の充足状況**

教育方法については、科目の特性に応じて実施されている。シラバスも作成・公表されており、教務委員会及びファカルティ・ディベロップメント推進委員会による授業の内容及び方法に関する検証とそれに基づく改善が行われ、かつ評価も規程等に基づき適切に行われていることから、基準4-(3)を充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

学務システムにより、学生本人が成績評価の情報を自ら確認することが可能となっており、その評価に異議がある場合には担当教員に問い合わせができることとされており、担当教員との話し合いの結果にも納得がいかない場合には、学生課に申し立てを行い、教務委員会の議を経て成績変更の決定がなされる（変更しないとの決定もある）（資料4(3)-12）。最終的には苦情相談室または苦情処理委員会に対して申し立てを行い、「会津大学生の苦情等の相談に関する指針」に基づき、解決を図る場合がある。

このように公開性、公平性を担保する仕組みが、教育方法や評価をより良くしている。

#### **②改善すべき事項**

特になし

## **3. 将来に向けた発展方策**

#### **①効果が上がっている事項**

成績評価は、一人一人の教員が行うため、常に均衡がとれているか、恣意的な評価にはなっていないか、という検証が求められるため、試験の都度、このような検証を行うとともに、より簡素に、かつ公平に評価を行う方法を検討していきたい。

#### **②改善すべき事項**

特になし

## **4. 根拠資料**

4(3)-1 授業時間割（平成28年度前期第1学期1年生）

4(3)-2 授業時間割（平成28年度前期第1学期3年生）

4(3)-3 「コンピュータ理工学のすすめ」シラバス

- 4(3)-4 カリキュラム（英語）CALL
- 4(3)-5 会津大学大学院履修規程
- 4(3)-6 Campus Guide2016（大学院）（既出 資料1-7）
- 4(3)-7 2016年度シラバス（学部）（既出 資料4(2)-8）
- 4(3)-8 2016年度シラバス（大学院）（既出 資料4(2)-9）
- 4(3)-9 会津大学学則（既出 資料1-4）
- 4(3)-10 会津大学履修規程
- 4(3)-11 会津大学大学院学則（既出 資料1-5）
- 4(3)-12 成績変更のルールについて

## 第4節 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1> 大学全体

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科とも、下記のとおり学位取得率の向上が見られるとともに、開学以来の高い就職率が保たれていることから、教育目標に沿った成果は上がっている。また、学生たちは、在学中から国際的な学術会議やプログラミングコンテストに参加し、IEEE Region 10（アジア・太平洋地域）の優秀学生論文賞の受賞や ACM 主催の国際大学対抗プログラミングコンテスト(ICPC) 2016 での世界大会進出、スマートフォンアプリジャム 2014 での最優秀賞の受賞など、数多くの実績を上げている。これらの成果は、専門知識・技術の修得のみならず、本学の徹底した英語教育の成果でもあり、国際感覚を身につけたコンピュータ・サイエンティストが確実に育っていることを示している。

##### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部においては、標準修業年限内の学位取得率は、平成 27 年度が 75.7% と、前年度及び前々年度の数値を上回っており、また、在学期限内での学位取得率は、おおむね 80% を超えている。

就職率については、平成 27 年度が 96.0%、開学以来の平均も約 97% となっており、引き続き高い水準を保っている。

資格取得状況については、卒業生中、基本情報技術者以上の情報処理技術者試験の資格保持者が平成 27 年度は 48 人となっており、前年度及び前々年度の数値を上回っている。教員免許取得者数は平成 27 年度が 25 人となっており、過去の平均を上回っている（資料 4(4)-1）。

また、国際社会で通用する人材を育成するため、本学の学生には重要な英語力の指標である TOEIC の受検を推奨している。このことにより、学生に英語を学ぶことの大切さを認識させ、英語を学ぶモチベーションを高めることにつながっており、毎年、コンピュータ理工学部の学生の TOEIC 平均点は着実に上昇している。

過去 7か年の TOEIC 受検者数及び受検率

学年	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28	
	受 検 者 数	受 検 率												
学部 1年	225	92.6	240	98.8	240	95.6	236	94.8	235	95.5	229	93.1	216	90.0
学部 3年	142	55.9	228	85.4	178	73.0	153	64.8	159	64.1	148	60.7	94	38.8
修士 1年	74	51.0	76	49.4	56	81.2	54	79.4	56	84.8	46	82.1	69	76.7
修士 2年					32	42.7	28	36.4	27	37.5	22	35.5	13	26.0

※ 受検者数は実数であり、複数回受検した者も 1人としてカウント。

※ 在籍者数（受検率の分母）は各年度とも 5月 1日現在の数値を採用。

新入学部生の各年度における平均点について

受検年度	平均点
平成 23 年度	353.9
平成 24 年度	353.3
平成 25 年度	343.7
平成 26 年度	381.6
平成 27 年度	352.5
平成 28 年度	388.7

こうした学生に対する教育の成果を測定する指標として本学が用いているのは修得単位数と GPA である。各年次における修得単位数を基準として、成績不振学生をリストアップし、相談・指導を行うことにより修学意欲を取り戻すケースも多い。

GPA については、公平性・透明性を確保した学習到達度の把握とそれを踏まえた指導、あるいは学生本人による自己評価などに活用するために導入している。現在、学内では、学部・博士前期課程 5年一貫教育プログラムの認定条件の 1つに用いるなど、客観的資料として用いている。

また、外部からの評価としては、たとえば本学の学生が就職した企業や本学の卒業生が大学を離れた立場から本学をどのように見ているかも大事な視点である。

これまででは、本学の学生の採用を希望してどのような企業が、何社合同企業説明会に参加してくるか、といった見方をしていたが、平成 25 年度に初めて、同窓会の協力を得て卒業生へのアンケートを開始し、現在も継続して実施しているところである。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科においては、博士前期課程における標準修業年限内の学

位取得率は平成 27 年度が 93.7%と前年度及び前々年度の数値を上回っており、また、在学期限内での学位取得率は平均で約 90%となっている。

博士後期課程における標準修業年限内の学位取得率は、平成 25 年度から平成 27 年度までの平均が 48.0%と過去の平均を大幅に上回っており、また、在学期限内での平均も一部の年度を除き 50%を上回っている。

博士前期課程の学生の就職率については、長く 100%を維持しており、目標に沿った教育の成果を上げている。

こうした中で、博士前期課程の入学定員充足率は平成 28 年度で 67.5%、約 40 名近い未充足が生じている。学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラムを始めとするコンピュータ理工学部からの進学率の向上のための様々な対策、高等専門学校からの編入学、連携協定締結校など海外からの留学生の積極的な受け入れなどに取り組んでいる。

## (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### <1> 大学全体

学位授与及び卒業・修了認定は、会津大学学則、会津大学大学院学則、会津大学学位規程の定めに従って適切に行われている（資料 4(4)-2 第 35 条～第 36 条、資料 4(4)-3 第 35 条～36 条、資料 4(4)-4）。

修了認定については、大学院教務委員会、研究科委員会の議を経て学長が認定している（資料 4(4)-3 第 35 条、資料 4(4)-7 第 2 条、資料 4(4)-8 第 3 条）

#### ○会津大学学則

第 35 条 学長は、本学に 4 年（第 19 条又は第 20 条の規定により入学した者については、第 21 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第 26 条に規定する単位数を修得した者に対し卒業を認定する。

第 35 条の 2 学長は、本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第 12 条及び前条の規定にかかわらず、卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

第 36 条 学長は、前条の規定により卒業を認定された者に対し学士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。

#### ○会津大学大学院学則

第 35 条 学長は、博士前期課程に 2 年（第 17 条又は第 18 条の規定により博士前期課程に入学した者については、第 19 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第 25 条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に 1

年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は、博士後期課程に 3 年（第 17 条又は第 18 条の規定により博士後期課程に入学した者については、第 19 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者（第 13 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定に該当し博士後期課程に入学した者及び第 17 条又は第 18 条の規定により博士後期課程に入学した者を除く。）については本学大学院に 3 年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。以下同じ。）に 2 年以上在学し当該課程を修了した者については当該課程における 2 年の在学期間、前項ただし書の規定による在学期間をもって当該課程を修了した者については当該課程における在学期間を含む。）以上、第 13 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当し博士後期課程に入学した者のうち優れた業績を上げた者にあっては本学大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 36 条 学長は、前条第 1 項の規定により修了を認定された者に対し修士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。

2 学長は、前条第 2 項の規定により修了を認定された者に対し博士（コンピュータ理工学）の学位を授与する。

3 学長は、前項に規定する者のほか、本学大学院に学位論文の審査を申請した者であつて、その審査及び最終試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に対しても博士（コンピュータ理工学）の学位を授与することができる。

## ○会津大学学位規程

第 1 条 この規程は、会津大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項に基づき、会津大学学則（以下「本学学則」という。）及び会津大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 本学が授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 学士（コンピュータ理工学）
- (2) 修士（コンピュータ理工学）
- (3) 博士（コンピュータ理工学）

第 3 条 学士の学位は、本学学則第 36 条に該当する者に授与する。

第 4 条 修士の学位は、本学大学院学則第 36 条第 1 項に該当する者に授与する。

第 5 条 博士の学位は、本学大学院学則第 36 条第 2 項に該当する者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院学則第 36 条第 3 項の規定により、学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程

を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に学位論文を添えて、学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書に学位論文及び学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、学位論文審査手数料は、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、前条第2項の規定により学位を申請する場合は、退学した日の翌日から3年以内に限りこれを免除する。

第7条 前条の規定により提出する学位論文（以下「学位論文」という。）は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、模型等の資料を提出させることがある。

第8条 学長は、学位授与の申請を受理した時は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）にその審査を付託する。

2 受理した学位論文は、返還しない。

第9条 学位論文の審査は、研究科委員会において、論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けて行う。

2 審査委員会は、修士論文の審査については本学大学院の教員3名、博士論文の審査については本学大学院の教員4名以上で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会は、必要と認めたときは、本学大学院教員以外の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会の委員として加えることができる。

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査期間内に学位論文の内容を中心として、これに関連ある分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

第10条の2 第5条第2項の規定による本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 前項の学力の確認は、第6条第2項ただし書きの規定により学位を申請した者については、研究科委員会の議を経て、これを免除することができる。

第11条 学位論文の審査は、第6条第1項の規定により申請した者については、学位申請者の在学期間に終了するものとする。

2 第6条第2項の規定により申請した者については、申請を受理した日から1年内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる

第12条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認が終了したときには、直ちにその結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議

し、及び議決する。

- 2 前項において、学位を授与できるものと議決するには、研究科委員会委員（休職中及び海外出張中のものを除く。）の 3 分の 2 以上が出席した委員会において、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。
- 3 研究科長は、研究科委員会において前項の議決がなされた場合には、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

第14条 学長は、第3条の規定に該当する者及び前条の報告を踏まえ学位を授与すべき者には、所定の学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をインターネットの利用により、公表しなければならない。ただし、既に当該論文の内容を公表したときには、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。また、やむを得ない事由が無くなった場合には、速やかに全文を公表するものとする。

第17条 本学から学位の授与を受けた者が学位の名称を用いる場合は、次のように本学名を付記するものとする。

- (1) 学士（コンピュータ理工学会津大学）
- (2) 修士（コンピュータ理工学会津大学）
- (3) 博士（コンピュータ理工学会津大学）

第18条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会または研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

- 2 教授会又は研究科委員会において前項の議決をする場合は、第13条第2項の規定を準用する。

第19条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号のとおりとする。

## <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部においては、学則第35条の規定に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て卒業の認定を行っている。卒業に必要な単位数等については、教養+外国語 25 単位以上、専門+卒論 103 単位以上、計 128 単位以上、詳細は学則第22条から第28条の規定に基づく適切な指導かつ厳格な評価によって認定を行っており、学

生自身が評価結果に疑義を感じた場合における再検証の手続きも明確に定められている。

○会津大学学則

第22条 授業科目を分けて、教養科目、外国語科目、専門教育科目及び卒業論文とする。

第23条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第24条 各授業科目的単位数は、1単位の学修を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、8単位とする。

第25条 学修の評価は、A、B、C、D又はFをもって表示し、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

第26条 卒業に必要な単位数は、次の区分により合計128単位以上とする。

(1) 教養科目及び外国語科目については、25単位以上

(2) 専門教育科目及び卒業論文については、103単位以上

2 前項の規定に定めるもののほか、卒業に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及び大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修（平成3年文部省告示第68号）で定める学修を、本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項の規定により与えることのできる単位数は、第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものにつ

いては、合わせて 30 単位を超えないものとする。

卒業論文に関する審査手続きについては、キャンパスガイド p.22～p.23 に明記されており、審査の公平性、公正性を確保している。また、客観性、公開性をも担保するため卒業論文発表会を公開で行っている。審査方法は、卒業論文指導教員とレフリー（卒業論文指導教員以外の審査員）の 2 名が持ち点 2:1 の比率で、

- ・卒業論文のテーマの難易度
- ・卒業論文の公式記録である英文 thesis の完成度（内容と表現）
- ・論文発表の態度と説得力
- ・質疑に対する応答の的確さ
- ・卒業論文実施期間中の熱心さと持続性

の 5 点を考慮して総合的に判断して採点を行っている。なお、本学では、卒業論文は英文で作成し、卒業論文発表会も英語で行われている。

#### ○キャンパスガイド 2016 (p.22～p.23)

##### 3 卒業論文

卒業論文に取り組むにはいくつかの要件を満たさなければならず、また、単位を修得するためにはいくつかの手続きを踏まなければなりません。

###### (1) 卒業論文指導教員への配属

3 年次に卒業論文指導教員へ配属されます。教員による研究テーマ説明会の後、希望する教員との面接等を経て、配属が決定されますので、学生は自ら行動し卒業論文指導教員を決める必要があります。1 年生の時から自分のやりたいことを意識し、様々な教員との関係を深めていくことが重要です。

なお、卒業論文指導教員は、卒業論文単位修得前に定年退職日を迎えることのない常勤の教員とし、部門以外の教員（大学院指導資格をもつ教員以外）が指導する場合は、部門の教員を副指導教員としてつけなければなりません。

###### (2) 配属学生数

卒業論文の指導は少人数教育を基本とするため、一人の教員が受け入れる学生数は同一学年から最大 4 名としています。

###### (3) 配属要件

卒業論文指導教員に配属されるためには、原則として次の 2 つの条件の全てを満たしていることが必要です。

ア 本学に 2 年以上在学していること。（編入生を除く）

イ 基本推奨科目のうち 10 科目以上の単位を修得していること。

###### (4) 卒業論文履修要件

学生は 4 年次に卒業論文に着手します。卒業論文の履修要件は以下の通りです。これらの要件を満たさない場合は、卒業論文に着手することができず、卒業が延期されることになります。

- ア 本学に3年以上在学していること。(編入生を除く)  
 イ 卒業論文指導教員に配属されていること。  
 ウ 自由科目以外の科目から100単位以上修得していること。
- なお、卒業論文着手判定は年2回(春季及び秋季)行いますが、着手の時期に関わらず最低1年間の履修が必要になります。

また、会津大学早期卒業に関する規程に基づき成績優秀者と認められた場合は、3年次後期に卒業論文を履修することができます。(早期卒業の詳しい説明は「8 卒業要件」を参照してください。)

#### (5) 卒業論文指導

3年生の間は、卒業論文指導教員の指導の下でトラック履修に関するアドバイスを受け、授業科目を計画的に履修し、卒業論文のテーマを練り上げていきます。4年生の指導(セミナー等)と一緒に参加を許される場合もあります。

4年生になって上記の卒業論文履修要件をクリアすると、本格的に卒業論文の指導が始まります。多くの場合、定期的なセミナー等が開催され、研究室単位で中間発表会などが開かれます。なお、10月頃に卒業論文進捗調査が行われ、進捗状況が順調でない場合は教務委員会から指導があります。

#### (6) 卒業論文指導教員の変更

学生が卒業論文指導教員の変更を希望する場合は、所定の変更願を学生課に提出してください。新旧指導教員のそれぞれが承認し、新指導教員の配属人数に余裕がある場合、教務委員会の承認を経て許可されます。なお、教員の承認が得られない場合は、教務委員会で変更の判断をすることができます。

卒業論文は、原則として同じ教員の指導のもとで取り組む通年科目であるため、卒業論文指導教員を変更した場合は、変更後卒業までに少なくとも1年を要することになります。よって、変更を希望する場合は、時期等に十分注意する必要があります。

#### (7) 卒業論文の完成スケジュール

卒業論文完成までのプロセス	○春季卒業論文	○秋季卒業論文
卒業論文タイトルとレフリー(卒業論文指導教員以外の審査員)の決定	1月中旬	7月下旬
学生から卒業論文指導教員へ卒業論文原稿の提出	1月下旬	8月中旬
卒業論文発表会	2月中旬	8月下旬
卒業論文の完成原稿、学位論文使用許諾書の提出	2月下旬	8月末

#### (8) 卒業論文発表会

学生は卒業論文を公開の場で発表します。これは卒業論文審査の一環として行われます。発表は一人20分程度(発表10分、質疑9分、交代等1分)で、使用言語は英語を原則とします。発表会の詳細な日程については後日通知されます。

#### (9) 卒業論文の審査

卒業論文指導教員とレフリー（卒業論文指導教員以外の審査員）1名の計2名で審査が行われます。採点の持ち点は2:1で、以下を考慮し、総合的に判断して点数がつけられます。

- ・ 卒業論文テーマの難易度
- ・ 卒業論文の公式記録である英文 thesis の完成度（内容と表現）
- ・ 論文発表の態度と説得力
- ・ 質疑に対する応答の的確さ
- ・ 卒業論文実施期間中の熱心さと持続性

#### (10) 完成原稿の提出

英文A4版4~6頁にまとめなければなりません。理工系の論文としては、この程度の分量に簡潔にまとめることが適当とされています。書式については、以下に示してある指針に従ってください。

[http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/students/sad/stsa14\\_j.html](http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/students/sad/stsa14_j.html)

提出は、印刷版と電子版の両方が必要です。電子版は所定のディレクトリに保管されて、いつでも読むことができます。

学則第35条の2の規程に基づく早期卒業については、会津大学早期卒業に関する規程の定めるところにより、適切かつ厳格に卒業の認定が行われている。学部・博士前期課程5年一貫教育プログラムのいわゆる「3+2」プログラムとして運用しており、平成22年度から現在まで、計14名が早期卒業により、博士前期課程に進学している。

#### ○会津大学早期卒業に関する規程

第1条 この規程は、会津大学学則第35条の2第2項の規定に基づき、会津大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 早期卒業は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者（以下「成績優秀者」という。）を対象とする。

第3条 前条の成績優秀者は、3年次前期終了時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 会津大学履修規程（以下「履修規程」という。）に定める授業科目を履修し、卒業要件に含まれる科目で105単位以上を修得している者であって、かつ、GPAが3.75以上の者
  - 二 前号と同等もしくはそれ以上の学力を有すると認められる者
- 2 前項の成績優秀者のうち、早期卒業を希望する者は、3年次の前期末までに様式第1号により学長にその旨を申し出るものとする。
- 3 学長は、前項による申出があったときは、学部教務委員会において第1項の規定に基づく審査に基づき適格の認定をする。

第4条 前条の規定により適格の認定を受けた学生は、履修規程第6条第3項の規定にかかわらず、3年次後期から卒業論文を履修することができる。

第5条 早期卒業をするためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

一 学則に定める卒業に必要な単位を修得していること。

二 本学大学院入学試験に合格していること。

2 学部教務委員会は、前項の要件について審査を行わなければならない。

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

以上により、卒業の認定を受けたものに対し、学則第26条の規定に基づき、学生の学位を授与している。

### <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科においては、大学院学則第35条の規定に基づき、大学院教務委員会及び研究科委員会の議を経て、修了の認定を行っている。

博士前期課程の修了に必要な単位数については、コンピュータ・情報システム学専攻が30単位以上、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻が50単位以上となっており、その他単位に関する詳細の定めは大学院学則第20条から第28条の規定に基づく適切な指導かつ厳格な評価によって認定を行っている。

コンピュータ・情報システム学専攻の学生が作成する修士論文の審査については、学位規程に基づき3人の審査委員による審査を経て大学院教務委員会、研究科委員会の議決によって合否が決定する。具体的な審査手続きとして、ウェブサイトに審査委員は主査1名、副査2名、主査は博士マル合または博士合教員とする、委員の持ち点は各100点、3人の採点結果の合計が150点以上を合格とすること、論文発表会の日時などを明記、公開しており、公平性、公正性、公開性を担保している。

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生は、修士論文の作成ではなく、「ソフトウェア開発アリーナ」において、研究指導教員及び連携する企業等からの指導を受けてソフトウェアの開発を行い、特定の課題についての研究の成果として、そのテクニカルレポートを段階的に計4編提出することが課されている。

博士後期課程コンピュータ・情報システム学専攻の学生に対する指導については、ウェブサイトにも公開されている「博士後期課程学生指導の進め方」(11.2.10 研究科委員会決定)に基づいて行われる。博士後期課程の学生の作成する博士論文の審査方法については、上記研究科委員会決定の「2. 博士学位論文の審査」に詳細に定められている。審査委員は主査1名、副査3名以上、主査は博士マル合教員、少なくとも副査1名は博士マル合教員とする。予備審査と本審査を行い、それぞれ審査項目及び判定方法も定められている。予備審査で不合格となった学生は本審査には進めない。予備審査の結果は大学院教務委員会の議を経て研究科委員会に報告される。本審査の結果は、大学院教務委員会及び研究科委員会の議を経て決定される。

○博士学位論文の審査

(1) 学位授与の時期

- ・春季入学、秋季入学に対応し、3月及び9月の年2回とする。
- ・満期退学者及び留年生については、別途考慮することがある。

(2) 論文題目等の提出

博士後期課程3年次（春季入学者：4月上旬～9月上旬、秋季入学者：10月上旬～3月上旬）

ア 主査の決定

- ・主査は、博士マル合教員でなければならない。研究指導教員が主査を定める。

イ 博士論文審査委員会候補者（副査）の推薦

- ・論文審査委員会は、主査1名、副査3名以上の構成とする。

- ・主査は、副査3名以上を推薦する。副研究指導教員を副査とすることができる。

- ・審査委員のうち2名以上は、博士マル合教員とする。

- ・審査委員のうち1名は、博士学位審査を行っている他の大学院若しくは研究所等の教員等を副査とすることができる。

ウ 論文題目の決定

- ・研究指導教員は、学生と協議し、博士論文題目を決定する。ただし、研究指導教員は副研究指導教員が定められている時は、副研究指導教員を交え協議しなければならない。

- ・論文題目は特別研究のテーマと関連するものでなければならない。

- ・論文題目は日本語と英語とする。

エ 論文題目、論文審査委員会の設置（春季入学者：9月中旬、秋季入学者：3月中旬）

- ・主査は、研究科長に論文題目、論文審査委員会の設置を提案する。

- ・大学院教務委員会は、これを審議、決定する。

- ・大学院教務委員会決定後に、論文審査委員会の委員を変更する場合は、変更理由びに変更前の委員と新たな候補者が記名押印した所定の書式を大学院教務委員会に提出し、承認を得なければならない。なお、予備審査後の審査員の変更は認めない。

(3) 予備審査

博士後期課程3年次（春季入学者：10月末～11月中旬、秋季入学者：4月末～5月中旬）

ア 予備審査資料の提出（春季入学者：10月下旬、秋季入学者：4月下旬）

- ・学生は、主査の許可の下に予備審査資料を研究科長に提出する。

- ・予備審査資料は、以下の資料とする。

・博士論文予備審査願

- ・論文概要（できるだけ日本語の論文概要を添付することが推奨される。）

- ・論文目録

- ・履歴書
  - ・各論文コピー等
  - ・完成した論文
 

予備審査資料の形式：使用言語は英語とする。頁数は特に定めない。
  - ・進捗状況報告書の写し
  - ・論文題目変更調書（論文題目に変更が生じた場合に提出。これ以降の変更は許可しない。ただし、軽微な変更であると大学院教務委員会で承認された場合には、変更を認めるものとする。）
- イ 予備審査日程の作成
- ・主査は審査員の日程を調整し、予備審査会の日程を定め、大学院教務委員会に報告し承認を得る。
- ウ 予備審査の実施
- ・学生 1 人当たり 1 時間程度の発表、それに続く 1 時間程度の口頭試問とし、論文審査委員会が実施する。学生の発表は英語で行う。
- (審査項目)
- ・研究の進捗状況（進捗状況報告書を含む）
  - ・学術論文投稿の有無
 

博士後期課程在学中の成果を基に主要学術論文誌へ投稿が 1 編以上あること。学生が主として寄与した論文であること。
  - ・基礎学力
  - ・英語能力
- エ 予備審査の判定：以下のいずれかの判定を行う。
- ・合格とするためには、論文審査委員会構成員の 2/3 以上が可とするものでなければならない。
- 合 格：本審査の準備を許可
- 合格となった学生に本審査までに解決すべき点、指摘事項を明示しなければならない。
- 不合格：本審査の準備を許可せず。
- 不合格となった学生に対して、今後の研究に対する助言を明示しなければならない。不合格となった学生は 6 か月後の論文審査日程に従って、予備審査を再度受験することができる。
- オ 予備審査結果の通知等
- ・論文審査委員会は、研究科長に指摘事項、本審査の予定時期を含む審査結果を文書で報告する。
  - ・大学院教務委員会は審査結果を審議し、改めて主査に審議結果を伝える。
  - ・大学院教務委員会は、審査結果に疑問がある場合には審査委員会に審査の見直しを指示することができる。
  - ・主査は、学生に文書で審査結果を伝える。この時、本審査までに解決すべき点、指摘事項等を伝えなければならない。
- (4) 本審査

博士後期課程 3 年次（春季入学者：1 月上旬～2 月上旬、秋季入学者：6 月中旬～7 月下旬）

審査委員会は予備審査後、審査結果報告書で示された予定時期を半年以上超えることなく、本審査を行なわなければならない。この期間内に本審査が実施されない場合、主査は再度、論文題目、論文審査委員会の設置について大学院教務委員会の決定を受け、所定の手順により予備審査を行わなければならない。

ア 審査資料の提出：（春季入学者：1 月上旬、秋季入学者：6 月中旬）

・学生は、主査の許可の下に下記の審査資料を学長あてに提出する。

・博士学位論文審査願

・論文概要（できるだけ日本語の論文概要を添付することが推奨される。）

・論文目録

・予備審査指摘事項に対する回答書

・博士学位論文原稿

・その他本審査資料等

博士学位論文原稿の形式：使用言語は英語とする。

頁数については特に制限しない。

イ 審査日程の作成

・主査は、審査員の日程を調整し、審査会の日程を定め、大学院教務委員会に報告し承認を得る。

ウ 審査会の実施（春季入学者：1 月下旬、秋季入学者：6 月下旬～7 月上旬）

・学生 1 人当たり 1 時間程度の発表、それに続く 1 時間程度の口頭試問とし、論文審査委員会が実施する。学生の発表は英語で行う。

・口頭試問に、大学院担当教員は、参加し、質疑することができるものとする。（審査項目）

・博士学位論文の内容

[同じテーマの下で、学生による成果が少なくとも 2 点以上含まれること。]

・採択された外部投稿学術論文の有無

審査以前に学術論文誌に 2 編以上（1 編は主要学術論文誌）の論文が採択されていること。又は、主要学術論文誌に 1 編が採択されているとともに、それとは異なる内容の論文が査読付き主要な会議論文集に 2 編以上掲載されていること。ただし、主要学術論文誌掲載論文には博士学位論文の主要部分が含まれていること。論文は、学生が主として寄与したこと。

・予備審査指摘事項の回答

エ 審査の判定：以下のいずれかの判定を行う。

・合格とするためには、論文審査委員会構成員の 2/3 以上が可とするものでなければならない。

合 格：修正が必要な場合には修正指摘事項を作成しなければならない。

不合格：不合格となった学生に対しては指摘事項を明示しなければならない。

不合格となった学生は予備審査を必要とせずに 6か月後の論文審査日程に従って、審査を再度受験することができる。

オ 審査結果の確定 (春季入学者：2月上旬、秋季入学者：7月下旬)

- ・論文審査委員会は、審査結果報告書を作成し、研究科長に提出する。
- ・大学院教務委員会は、審査結果に疑問がある場合には論文審査委員会に審査の見直しを指示することができる。
- ・研究科委員会は、2/3 以上の委員が出席した委員会において、出席委員の 2/3 以上の賛成により、合格の審査結果を確定する。

カ 審査結果の通知

- ・主査は、合格した学生には、修正指摘事項による修正及び論文要旨の作成を指示する。
- ・主査は、不合格の学生には、文書で指摘事項を通知する。

(5) 最終論文及び要旨の提出、学位授与

博士後期課程 3 年次 (春季入学者：2 月下旬～3 月下旬、秋季入学者：8 月下旬～9 月下旬)

ア 最終博士学位論文の提出 (春季入学者：2 月下旬、秋季入学者：8 月下旬)

- ・学生は、主査を通じ、最終博士学位論文及び要旨を研究科長に提出する。
- ・博士学位論文要旨の形式：使用言語は英語とする。なお、公開で行われる学位論文発表会の配付資料として日本語版を用意すること。頁数は各 4 頁以内とする。
- ・主査は、審査結果の要旨を研究科長に提出する。
- ・学生は、情報センターが定める「会津大学学術リポジトリ運用指針」に基づき「学位論文使用許諾・リポジトリ登録依頼書（第 2 号様式）」を、研究指導教員の確認の署名押印を受けた後、最終博士学位論文と共に学生課に提出する。
- ・最終博士学位論文原稿及び博士学位論文要旨を提出できない学生は、学位記の授与もそれに伴って延期される。

イ 学位記の授与：(春季入学者：3 月中旬、秋季入学者：9 月中旬)

- ・学生は、学位申請書を学長あてに提出する。
- ・大学院教務委員会は、最終博士学位論文及び要旨を提出した博士学位記授与対象学生を研究科委員会に報告し、授与者を確定させる。

(6) 学位論文発表会 (春季入学者：3 月中旬、秋季入学者：9 月中旬)

- ・博士学位論文要旨を学位論文発表会の配付資料とする。
- ・学位論文発表会は、公開とし、教員のみならず他大学教員、家族等の聴講も可とする。

大学院学則第 35 条第 1 項ただし書き及び第 2 項ただし書きに規定するいわゆる早期修了については、それぞれ「博士前期課程在学期間短縮申請手続き」(17.3.23 研究科委員会決定)、「博士後期課程在学期間短縮申請手続き」(17.6.22 研究科委員会決定)

に基づき、公平、公正な取扱いがなされている。いずれもキャンパスガイドに掲載され、学生にも周知が図られている。

### ○博士前期課程在学期間短縮申請手続き

博士前期課程の在学期間については、大学院学則第35条第1項但し書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとすることになっている。

博士前期課程における「優れた業績を上げた者」とは、本学大学院担当教員の指導のもとに完成し、博士前期課程入学後に投稿した論文が主要学術論文誌又は主要な国際会議の査読付き論文集に筆頭著者として1編以上掲載又は採択されている者とされている。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(1)又は(2)の手続きに従い申請するものとする。

また、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻においては、前段の規定によるほか、IT業界での実務経験のある学生にかかる在学期間を1年半に短縮することができる。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(3)の手続きに従い申請するものとする。

ただし、学部・博士前期課程5年一貫教育プログラム（プログラムA）の認定者の在学期間短縮申請手続きは別途定めるものとする（会津大学学部・博士前期課程5年一貫教育プログラム実施要領を参照）。

#### (1) 優れた業績を上げる見込みの場合

##### ① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

##### ② 申請の条件

在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合、指導教員の承認を得て申請ができる。ただし、申請の時点で主要な学術論文誌等に論文を投稿していること。

##### ③ 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に対し在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の替わりに登録するもので、履修期間は1・2学期又は3・4学期である。

##### ④ 修了判定

修士論文最終原稿提出の時期までに「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出する。

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程の修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

##### ⑤ 投稿中の論文採否の報告

投稿中の論文の採否結果については、指導教員を通じ速やかに研究科長に報告すること。

なお 1 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかつた者で、更に半年後の修了を目指す場合には、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。

2 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかつた者については、「特別研究セミナー」への履修登録を 2 年次に履修する「研究セミナー」へ変更登録する。

#### (2) 優れた業績を上げてからの申請

##### ① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

##### ② 申請の条件

「優れた業績」に該当する成果を上げた場合、指導教員の承認を得て申請ができる。

##### ③ 申請の受理

大学院教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、本人に対し申請受理及び「優れた業績」の該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。

「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の替わりに登録するもので、履修期間は 1・2 学期又は 3・4 学期である。

##### ④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

#### (3) IT 業界での実務経験に基づく申請（情報技術・プロジェクトマネジメント専攻）

##### ① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の半年前の学期開始前日（2 年次の最初の学期開始前日）までに「博士前期課程在学期間短縮申請書（IT スペシャリスト）」を研究科長に提出する。

##### ② 申請の条件及び短縮される期間

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生が、IT 業界での実務経験のある場合について、指導教員の承認を得て申請することができる。本条件に基づく申請の場合は、在学期間を 1 年半に短縮して博士前期課程を修了できる。

##### ③ 申請の受理

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により在学期間短縮が認

められた場合は、本人に対し該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「教育セミナー」、「研究セミナー・カンファレンス」及び「Tea セミナー・コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「ソフトウェア開発アリーナ III」及び「ソフトウェア開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了し、IT スペシャリスト修了証を受けることができる。

### ○ 博士後期課程在学期間短縮申請手続き

博士後期課程の在学期間については、大学院学則第 35 条第 2 項ただし書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、①博士前期課程の在学期間を含めて 3 年以上、②外国において修士の学位を授与された者等については 1 年以上、在学すれば足りるものとされている。

博士後期課程における「優れた業績を上げた者」とは、博士後期課程在学中の成果を基に完成した論文が主要学術論文誌に筆頭著者として 2 編以上掲載又は採択されている者とする。ただし、論文は学生が主として寄与したものであること。

なお、この手続きに定めのない事項については「博士後期課程学生指導の進め方」によるものとする。

#### (1) 優れた業績を上げる見込みの場合

① 申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季（3 月）修了を目指す場合は 7 月上旬まで、翌年度の秋季（9 月）修了を目指す場合は 2 月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

② 申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合に申請ができる。ただし、申請の時点で論文が主要学術論文誌に 1 編以上掲載又は採択されているとともに、主要学術論文誌に 1 編以上投稿されていること。

③ 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けた者については、「博士後期課程学生指導の進め方」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

④ 優れた業績の確認

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出するものとする。

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・承認により、「優れた業績」と認められた場合は、博士論文審査会（本審査）を実施することができる。

⑤修了・学位授与

博士論文審査会（本審査）において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終博士学位論文及び学位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士学位論文及び学位申請書の審議・承認により、博士学位授与者を確定するものとする。

(2) 優れた業績を上げてからの申請

①申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季（3月）修了を目指す場合は7月上旬まで、翌年度の秋季（9月）修了を目指す場合は2月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

②申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」に該当する成果を上げた場合に申請ができる。

③申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での「優れた業績」の審議・認定後、本人へ在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては、「博士後期課程学生指導の進め方」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

④修了・学位授与

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、博士論文審査会（本審査）を実施することができる。

博士論文審査会（本審査）において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終博士学位論文及び学位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士学位論文及び学位申請書の審議・承認により、博士学位授与者を確定するものとする。

(3) その他

在学期間短縮申請後不合格になった者で、在学期間短縮を再度希望する者は、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。ただし、予備審査に合格し、本審査で不合格となった者が、同じ論文題目であらためて在学期間短縮申請を行う場合については、研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。その者が在学期間短縮申請を行わずに博士後期課程に3年間以上在学して学位授与を目指す場合にも、同様に研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。

以上により、修了の認定を受けた者に対し、大学院学則第36条第1項及び第2項の規定に基づき、修士または博士の学位を授与している。

## 2. 点検・評価

### ●基準4-(4)の充足状況

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科とも教育目標に沿った成果が上がっているとともに早期卒業も含めた学位授与、卒業、修了の認定は公正かつ適切に行われており、基準4-(4)をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

教育目標に沿った成果が上がっていることにより、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科とも高い就職率を維持している。

(単位：%)

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
コンピュータ理工学部	94.5	96.2	93.8	95.7	96.0
コンピュータ理工学研究科 (博士前期課程)	100	100	100	100	100

#### ②改善すべき事項

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科博士前期課程における早期卒業、早期修了制度等を活用して大学院進学率の向上に努めているが、博士前期課程の入学定員充足率は約 60%という水準にとどまっている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

充実した専門教育に加えて、実践を重視した徹底した英語教育によって、引き続き優れた技術者、研究者の育成に努めていく。

#### ②改善すべき事項

学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラムを始めとして、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環として取り組んでいる留学生の受入れ拡大など、様々な取組を展開して、博士前期課程の入学生増加を図っていく。

## 4. 根拠資料

- 4(4)-1 学生の進学、就職、資格取得状況等一覧
- 4(4)-2 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 4(4)-3 会津大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 4(4)-4 会津大学学位規程
- 4(4)-5 会津大学教務委員会規程
- 4(4)-6 会津大学教授会規程（既出 資料 3-4）
- 4(4)-7 会津大学大学院教務委員会規程
- 4(4)-8 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科の運営組織等に関する規程（既出 資料 3-7）

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1> 大学全体

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科共通のアドミッションポリシーを定め、毎年度入学者選抜要項に掲載し、ウェブサイトで公表するとともに、学生の受け入れ方針については、県内全ての高等学校を始め全国の高等学校等へ送付し、併せて、年間広報計画に基づいた高校訪問や進学相談会、オープンキャンパス等で個別説明を行っている（資料5-1）。

アドミッションポリシーでは、

- ・まず求められるのは、旺盛な好奇心や新しい事柄に挑戦する創造性、物事を科学的に探求する論理性などです。
- ・コンピュータを本当に学びたいと考え、会津大学を第一志望とする学生を歓迎します。
- ・コンピュータ理工学の研究には、高度な数学が必要とされることから、数学の能力を重視します。
- ・また、今やコンピュータに関わる世界のコミュニケーション言語は英語です。専門の論文や雑誌を読みこなし、情報交換するために英語の能力は不可欠です。

と、本学が望む学生像を提示している。

##### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部では、アドミッションポリシーを毎年度入学者選抜要項に掲載し、ウェブサイトで公表するとともに、県内全ての高等学校に送付し、また、入試担当の先生方への説明会やオープンキャンパス時などに実施する進学相談会でも丁寧に説明を行っている。県外の高等学校には、本学への入学実績を有する学校を優先して郵送しており、募集担当の教職員による訪問活動も実施して周知を図っている。

##### <3> コンピュータ理工学研究科

本学のアドミッションポリシーは、コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科共通の方針であることから、大学院においては特段の広報は行っていないが、本学のウェブサイトに掲載されており、入学者、特に本学以外からの入学者に対しては、入学時オリエンテーションの際などに周知を図っている。

#### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

##### <1> 大学全体

アドミッションポリシーに沿って、本学を第一志望とする学生、特に英語と数学の

能力を重視した募集、選抜を行っている。

## <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部では、アドミッションポリシーに沿って、優秀で志の高い学生により多く入学してもらえるよう、一般入試では、前期日程のみとして、後期日程の入試は実施していない。また、コンピュータ理工学に必要な基礎学力のみを確認するため、センター試験は理科 1 科目、一般入試の試験科目は英語と数学の 2 科目としている。

さらに、優秀な学生の早期確保の観点から、推薦入学制度、早期入学制度を取り入れており、推薦入試では県立大学として県内学生枠のウェイトを大きくしている。平成 29 年度入学者選抜からは、多様な人材の確保や遠隔地に居住する志願者の利便性向上等を目的に、センター試験 5 教科 7 科目のコースを新設し、また、一般入試の試験会場を、会津、東京に加えて京都にも開設した。その結果、志願者が前年比 62 人 6.3% 増の志願倍率 6.0 倍に達した。また、文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業に採択され、大学の国際競争力向上と、多様な場でグローバルに活躍できる人材の育成を推進するため、平成 28 年度秋入学から ICT グローバルプログラム全英語コースを創設し、外国人留学生の受入れを開始した。いずれの制度も厳正かつ公正な採点によって選抜を行っている（資料 5-6、資料 5-7、資料 5-8）。

## <3> コンピュータ理工学研究科

コンピュータ理工学研究科では、志願者の受験機会を増やすことなどを目的として、春季入学者に対して 2 回、秋季入学者に対して 2 回の入学者選抜試験を行っている。加えて、海外居住者の選抜試験も年 2 回行っている。コンピュータ理工学研究科では、ほぼすべての講義等を英語で行っており、アドミッションポリシーにも掲げているように英語力を重視した入学者選抜を行っている。具体的には、英語による面接試験と出願書類による総合判定により、厳正かつ公正に選抜を行っている（資料 5-9、資料 5-10）。

なお、コンピュータ理工学部に在籍する優秀な学生が博士前期課程への進学がしやすくなるよう、学部を 3 年で卒業または中退して博士前期課程に進学できる「3+2」による学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラムを設けている。

### (3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### <1> 大学全体

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科がそれぞれに行っているものであるため記述を省略

#### <2> コンピュータ理工学部

コンピュータ理工学部の入学定員は開学時に 240 人に設定されて以来一度も変更していない。大学の施設規模、教育内容、教職員の体制いずれも 240 人定員を前提に設

計、設定されており、すべて適切な規模となっている（資料 5-11 第 3 条）。

年度別志願者、入学者及び定員充足率 (単位：人)

年度	22	23	24	25	26	27	28
学部	定員(α)	240	240	240	240	240	240
	志願者(β)	946	869	641	847	840	868
	入学者(γ)	249	243	251	249	246	244
	充足率 (γ / α)	103.8%	101.3%	104.6%	103.8%	102.5%	102.5%
前期課程 博士	定員(α)	120	120	120	120	120	120
	志願者(β)	71	82	82	81	71	74
	入学者(γ)	64	70	73	73	63	65
	充足率 (γ / α)	53.3%	58.3%	60.8%	60.8%	52.5%	54.2%
後期課程 博士	定員(α)	10	10	10	10	10	10
	志願者(β)	9	9	9	9	12	10
	入学者(γ)	9	7	8	9	11	6
	充足率 (γ / α)	90.0%	70.0%	80.0%	90.0%	110.0%	60.0%

大学院（博士前期課程）進学率 (単位：人)

年度	21	22	23	24	25	26	27
学部卒業生(α)	204	212	228	227	220	201	228
大学院進学者(β)	59	67	70	56	53	50	62
うち本学大学院(γ)	51	62	63	53	50	40	58
大学院進学率(β / α)	28.9%	31.6%	30.7%	24.7%	24.1%	24.9%	27.2%
本学大学院進学率 (γ / α)	25.0%	29.2%	27.6%	23.3%	22.7%	19.9%	25.4%

表のとおり、入学者数は入学定員の約 103% であり、全在籍学生数も 1,026 人（大学院 176 人を除く、平成 28 年 10 月 1 日現在）となっており、適正に管理されている（資料 5-12）。平成 28 年度から、ICT グローバルプログラム全英語コースを設置して、外国人留学生の受け入れを開始したが、入学定員の変更を要しない範囲内で運用していくこととしており、文部科学省の内諾も得られている。

### <3> コンピュータ理工学研究科

博士前期課程の入学定員 120 人、博士後期課程の入学定員 10 人はいずれも開設時か

ら変更していない（資料5-13 第5条）。博士前期課程までの修学を基本として、高度な専門的知識を身に付けた先進的技術者を数多く育成していくという本学の教育目標、方針からも、この定員を維持する。定員充足率の低い博士前期課程の入学者を増やしていく必要がある（資料5-14）。

博士前期課程の入学者数は入学定員の約60%、博士後期課程では約90%となっている。博士前期課程の学生確保については、コンピュータ理工学部からの進学率を高めるため、早期からの進路選択、大学院進学の有用性を理解させるためのガイダンス等を行っているほか、コンピュータ理工学部を3年で卒業または中退して5年間で博士前期課程を修了する、あるいは1年間で博士前期課程を修了する、いわゆる「3+2」や「4+1」といった学部・博士前期課程5年一貫教育プログラムを設けるなど様々な手法を取り入れている。

また、高等専門学校からの編入学や国際連携協定を締結している海外の大学からの留学生を受け入れるとともに、入学者選抜試験の回数を増やし、受験機会の拡大も図っている。

**(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

**<1> 大学全体**

コンピュータ理工学部、コンピュータ理工学研究科がそれぞれに行っているものであるため記述を省略

**<2> コンピュータ理工学部**

コンピュータ理工学部における学生募集および入学者選抜については、本学を第一志望としている学生を受け入れるため、コンピュータ理工学を学ぶために不可欠な科目である数学と英語の学力によって試験を行うなど、アドミッションポリシーに即したものとなっている。

平成29年度入学者選抜からは、多様な資質を有した学生を受け入れることが大学全体の活性化に寄与すると考えられることから、センター試験に5教科7科目のコースを新設するとともに、遠隔地の志願者の利便向上のため京都に試験会場を新設するなどの工夫を重ねていることは、不断の検証が行われていることの証しである。

これらの手続きについては、いずれもコンピュータ理工学部の入試委員会、教授会の議を経て学長が決定し、実施に移されている。試験問題の管理や公平公正な採点などについては、入試委員会がそれを厳格に行っており、適切に実施されている。

**<3> コンピュータ理工学研究科**

コンピュータ理工学研究科における学生募集および入学者選抜についても、コンピュータ理工学部と共にアドミッションポリシーに基づいて公正かつ適切に実施されている。意思決定は、コンピュータ理工学研究科の入試委員会と研究科委員会の議を経て学長が行っている。募集方法の決定、募集要項の作成は、入試委員会において毎年行われ、研究科委員会の議を経ており、定期的な検証は行われている。入試問題の

管理や採点、合否判定については、入試委員会が厳格に遂行している。

入学者数を増やすための対策の一つとして留学生の受け入れ拡大にも努めているが、そのため、入学者選抜も海外居住者選抜を一般選抜とは別に実施している。また、一般選抜も、春入学と秋入学のためにそれぞれ 2 回ずつ実施することで、受験機会の拡大を図っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 5 の充足状況

学生の受け入れ方針を明示し、その方針に基づき公正かつ適切に学生募集、入学者選抜を実施しており、定期的な検証も行われている。

入学定員や在籍学生数も適正に管理されており、博士前期課程の定員充足率はやや低いが、基準 5 をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

東日本大震災を契機に志願者数が大幅に落ち込んだが、正確な情報提供と積極的な広報による学生募集活動を展開することによって、志願者数が増加している。

具体的には、訪問先拡大等による募集活動の強化、ウェブサイトの改修、グローバル化推進のための全英語コースの設置などをはじめとして、平成 29 年度入学者選抜からはセンター試験に 5 教科 7 科目のコースを設けたり、一般入試の試験会場を初めて京都に設置するなどした結果、志願者倍率が平成 28 年度の 5.7 倍をさらに上回り 6.0 倍へと向上した。

#### ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

今後も更に少子化が進展する中で適正な学生数を確保していくことは重要であることから、これまで取り組んできたコンピュータ理工学部の学生募集活動や入学者選抜方法の見直し等の成果について検証を行い、より効率的な仕組みを構築するなどして高い志願倍率の維持に努めていく。

また、コンピュータ理工学研究科における入学者選抜方法についてもさらなる努力、工夫を行うとともに、コンピュータ理工学部からの進学率向上に今後も努めていく。

#### ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

5-1 アドミッションポリシー

5-2 平成 28 年度入学者選抜要項

- 5-3 平成 28 年度学生募集要項（一般入試）
- 5-4 平成 28 年度推薦入試学生募集要項
- 5-5 平成 28 年度早期入学学生募集要項
- 5-6 平成 28 年度 ICT グローバルプログラム全英語コース入試募集要項（一般選抜）
- 5-7 平成 28 年度 ICT グローバルプログラム会津大学編入学学生募集要項（海外居住者選抜）
- 5-8 平成 28 年度 ICT グローバルプログラム全英語コース入試募集要項（特別選抜）  
（中国）
- 5-9 平成 28 年度学生募集要項（博士前期課程）（一般選抜）
- 5-10 平成 28 年度学生募集要項（博士前期課程）（海外居住者選抜）
- 5-11 会津大学学則（既出 資料 1-4）
- 5-12 在籍学生数（2016 年度）
- 5-13 会津大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 5-14 年度別志願者数、入学者数及び大学院進学率

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の学生支援に関する方針については、福島県が定めた中期目標に掲げられた「学生への支援に関する目標」の2項目

- ・多様な学生に対応した学習支援、生活支援及び学生の課外活動支援の充実を図る。
- ・学生へのきめ細かな就職支援を行い、就職希望者の就職率100%を目指す。

に対して、本学が策定した中期計画において、

- ・a-1 学部教育において、学生個人の特徴・能力を引き出し、個々の学生の教育を支援するとともに、成績不振学生の早期対策を行うため、教員によるメンター制又はオフィスアワーを実施するとともに、学生によるアドバイザー制を本格的に実施する。
- ・a-2 さらに、修学支援室を常時開設し、修学支援員やTAによる修学支援、履修相談等についてさらなる充実を検討する。
- ・b 生活相談等については、カウンセラー（学生相談室）、看護師（保健室）、苦情相談員（苦情相談室、苦情処理委員会）、セクシャル・ハラスメント相談員（セクシャル・ハラスメント防止委員会）、学生部職員等の有機的な連携を図るとともにより効果的な相談体制を検討する。
- ・c 問題を抱える学生の早期発見については、学生との面談を基本とするが、保護者への適時、適切な情報提供を図るとともに、修学相談等を通じて保護者との連携も図りながら対応に努める。
- ・d 学生の経済的負担の軽減について充実を図る。
- ・e 多様な学生が集団生活を通じて人間的成长を遂げるという教育的視点から、学生の課外活動を推進し、支援の充実を図る。
- ・f 国際交流談話室を留学生と日本人学生、教職員などの国際交流、各種情報交換の場として活用するほか、留学生の生活支援につながる各種活動を企画・実施する。
- ・g 外国人留学生後援会ほか各種団体と連携して留学生の生活支援活動を行う。
- ・h 外国人留学生と地元住民や企業等との交流を目的とした活動を実施する。

など9項目、「就職希望者の就職率100%を目指すための具体的方策」として、

- ・a 学生の様々な情報を統合するデータベースを作成し、就業力ポートフォリオを用いたサイバー就活システムを構築して学生に適した就職支援を実施し、民間企業への就職を希望する学生の就職率100%を目指す。

- ・b 職業意識の醸成や、就業意識を高めて早期からの職業への展望を持たせるため、初年次から全員参加型のキャリアデザイン教育を検討する。
- ・c PBL (Project Based Learning) による少人数制のICT体験工房を強化して、学生が実地体験（インターンシップを含む）に学び、コミュニケーション能力を高め、学生に職業人として必要な実践力の基盤を固めさせる。
- ・d 学生の就職支援に資するため、教員、学生課、就職相談員等を一元化した就職支援体制の強化充実を検討する。
- ・e 日本企業への就職を希望する留学生の支援体制の強化充実を検討する。
- ・f 同窓会と大学との連携により卒業生・修了生相互のネットワークの整備に加え、OB・OGによるメンター制を構築し、在学生の就職支援等に役立てる。
- ・g 本学の教員経験者や博士学位取得者と本学現職教員や学生（特に博士後期課程）が交流する場を設営し、情報交換により大学院生の大学や研究機関等への就職促進を図る。

など 7 項目を定めている。（資料 6-1 p.12～p.15）

## （2）学生への修学支援は適切に行われているか。

教員による履修アドバイザーリスト及びオフィスアワーを実施しており、各種ガイドスやキャンパスガイド（ウェブサイトを含む）で制度の周知を図るとともに、クラス担任との連携により制度の認知度を図り、利用を促している。

修学支援室に配置している修学支援員 2 名が、修学状況に不安や悩みがある学生に対して支援を行っている。修学支援室を利用した学生へのアンケートや、直接聞き取りなども行い、支援充実のためのデータ収集を行っている（資料 6-2）。

新入生は概ね 40 名のクラスを編成し、教員 2 名をクラス担任として配置して相談・助言を行っている。また、上級生のクラスアシスタント 4 名を配置している（資料 6-3）。3 年生に対しては、卒業論文指導教員による相談・助言を行っている。成績不振等の状態に陥っている学生に対しては、職員が面談を行うとともに、保護者にも報告するなど、早期の対応に努めている。

また、身体に障がいがある学生が授業を受けるために必要な設備等を用意するなど、学生個々の事情にそれぞれ対応を行っている。

経済的支援を必要とする学生に対しては、各種奨学金の斡旋や授業料等の免除制度のほか、本学独自の奨学金制度として、学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラム奨学金制度を設けている（資料 6-4）。また、スクーデント・アシスタント（SA）制度（学部生）（資料 6-5）、ティーチング・アシスタント（TA）制度（博士前期課程大学院生）（資料 6-6）、リサーチ・アシスタント（RA）制度（博士後期課程大学院生）（資料 6-7）等は、教育活動や研究活動に学生自身が関わることによる学習面の効果のみならず、経済的な支援として機能している。

修学支援宿泊施設として平成 23 年度に開設した 80 名定員の「創明寮」は、経済的な支援に加えて、外国人留学生を含めた学生同士の共同生活や施設の共同利用等を通じて、社会性や国際性を身に付けさせるという効果が期待できる（資料 6-8）。

授業料の免除枠については、福島県と協議を重ね、平成 27 年度から全授業料収入の 2.5%（平成 26 年度までは 2.0%）に拡充した（資料 6-9 第 6 条）。外国人留学生には、国費留学生に対する奨学金制度、独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費制度やデュアルディグリープログラムの留学生を対象とした本学独自の奨学金制度、外国人留学生後援会（SUISUA）による奨学金などによって充実した支援を行っている（資料 6-10）。

また、国際的な人材育成のための方策として、大学院生が海外の学会で発表する際の渡航費用を研究費予算の一部を活用して助成している。

さらに、後援会と連携して、学会発表時の交通費支援や TOEIC 高得点者への奨励金支給、さらには学生食堂の料金の一部負担など、各種助成策を実施している（資料 6-11、資料 6-12、資料 6-13）。

### **(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。**

学生のメンタル面からの問題や悩みなどの相談に対応するために、学生相談室を設置し、カウンセラー 1 名を配置している（資料 6-14）。また、学生の健康管理や健康相談に対応するために、保健室を設置し、看護師を 1 名配置している。平成 27 年度の利用状況は、学生相談室延べ 888 名（平成 26 年度延べ 822 名）で、保健室（健康相談）が延べ 953 名（平成 26 年度延べ 1,355 名）となっている。

また、学生生活実態調査を隔年で実施している。直近では平成 28 年 4 月に実施している（新入生：240 名回収、回答率 97.6%、2~4 年生：489 名回収、回答率 60.5%）。

外国人留学生に対しては、留学生支援を担当する教員や「外国人教員等相談員」が連携し、在留許可申請など行政手続きを支援しているほか、学生寮の定員拡大、民間住宅の斡旋や奨学金情報の提供など生活基盤確保を支援することにより、会津での生活に早期に順応できるよう配慮している。

このほか、学生からの苦情や意見に対応するため苦情相談室を設置、教員 4 名を苦情相談員として配置している。相談員が助言、指導を行うほか、相談員だけでは解決が困難な苦情等を処理するための委員会を設置している（資料 6-15、6-16）。また、苦情等にセクシュアルハラスメントの疑いがある場合の対応組織としてセクシュアルハラスメント防止委員会を設置している（資料 6-17、6-18）。なお、本委員会は、平成 28 年度中に、あらゆるハラスメントに対応する「ハラスメント防止委員会（仮称）」に改編する予定となっている。

留学生が大学での勉強や生活、日本での生活習慣などについて困っていたり、悩んだりしているときに、日本人学生がバディ（相棒）として相談に乗ってあげるなど、留学生が日本での生活を楽しく、有意義に過ごせるようにサポートをする制度として、「バディプログラム」を新設した。スーパーグローバル大学創成支援事業の一環として、平成 28 年度秋入学から、初めてコンピュータ理工学部に ICT グローバルプログラム全英語コースの入学生として外国人留学生を迎えるための工夫である。バディの具体的な役割として、留学生への日本語会話指導、日常生活に対する相談、授業や課題等に対する相談、イベント参加への支援などがある。

#### **(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。**

1年生の1学期に開講する科目「コンピュータ理工学のすすめ」において、学問分野の概要、コンピュータ理工学を学ぶ意義などを多くの専門家から聞くことによって、早い時期から大学院進学を含めた進路決定に向けた意識付けを図っている。

就職相談室に企業での就労経験やハローワークでの勤務経験を持つ就職相談員2名、学生課内にキャリアデザインコーディネータを配置し、適切な助言を行うとともに、学部2年生を対象とする「キャリアデザインⅠ」及び学部3年生を対象とする「キャリアデザインⅡ」を授業科目として開講し、社会の動きや課題を学ぶ中からコミュニケーション力や考える力を向上させるとともに、コンピュータ技術者に求められる資質などを学び、実際の就職活動や進路決定に生かしている（資料6-19、6-20）。

また、学内に進路対策委員会を設置し、キャリア関連事業や各種就職支援事業の企画運営を行っている（資料6-21）。

就職支援対策としては、学部3年生及び博士前期課程1年生を対象とした進路ガイダンス（5～7月）及び就職支援員による個別面談（11～2月）を実施するとともに、業界研究会（就職活動解禁前）、学内個別・合同企業説明会（就職活動解禁後）、就活カフェ等を学内で実施し、企業理解、業界理解の促進、就職活動に向けた意識付けを図っている（資料6-22 p.29～p.30）。

また、就職を希望する学生を対象に模擬面接を実施するとともに、県内外の企業等を訪問する企業見学会を実施している（学年の制限なし）。

その他、首都圏等で開催される就職説明会へのバスの運行や、後援会による就職活動費（交通費・宿泊費）の一部補助も行っている。（資料6-23、資料6-24）

## **2. 点検・評価**

### **●基準6の充足状況**

学生支援に関する方針を明確に定め、手厚い修学支援、生活支援、進路支援を行っており、その内容については、学生支援委員会及び進路対策委員会において実情の把握、改善策の検討など、常に検証が行われていることから、基準6を充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

平成28年度から創設したICTグローバルプログラム全英語コースに入学した外国人留学生を支援する「バディプログラム」が有効に機能しており、日本人学生の国際感覚を養うという面でも効果を上げている。

#### **②改善すべき事項**

あらゆるハラスメントに対応できるよう早期の「ハラスメント防止委員会（仮称）」の設置が必要である。

## **3. 将来に向けた発展方策**

#### **①効果が上がっている事項**

ICTグローバルプログラム全英語コースによって、コンピュータ理工学部に入学し

てくる外国人留学生が今後さらに増加していくことになるため、「バディプログラム」に参加する日本人学生数の拡大を始めとして、日本語教育の体制確保、住宅その他のきめ細かな生活支援、さらには経済的支援策をどのように充実させていくかの検討を進めていく。

## ②改善すべき事項

現行の「会津大学セクシュアルハラスメント防止委員会規程」を「会津大学ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談等に関する規程」として平成29年3月に改正し、4月からあらゆるハラスメントの防止等に全学体制で取り組むことができるよう、手続きを進めていく。

## 4. 根拠資料

- 6-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画(既出 資料1-3)
- 6-2 修学支援室について
- 6-3 クラス担任制度について (H28)
- 6-4 会津大学学部・博士前期課程5年一貫教育プログラム奨学金実施要領
- 6-5 会津大学スクーデント・アシスタント制度実施要領
- 6-6 会津大学ティーチング・アシスタント制度実施要領
- 6-7 会津大学リサーチ・アシスタント制度実施要領
- 6-8 会津大学修学支援宿泊施設創明寮規程
- 6-9 会津大学の授業料の免除等に関する規則
- 6-10 外国人留学生後援会 (SUISUA)
- 6-11 会津大学後援会会則
- 6-12 会津大学後援会研修助成事業
- 6-13 会津大学後援会スキルアップ奨励金事業実施要領
- 6-14 学生相談室のご案内
- 6-15 会津大学苦情処理委員会規程
- 6-16 会津大学学生の苦情等の相談に関する指針
- 6-17 会津大学セクシュアルハラスメント防止委員会規程
- 6-18 会津大学セクシュアルハラスメントの防止等に関する指針
- 6-19 「キャリアデザインⅠ」シラバス
- 6-20 「キャリアデザインⅡ」シラバス
- 6-21 会津大学進路対策委員会規程
- 6-22 会津大学ガイドブック 2016 (p.27-p.30)
- 6-23 会津大学後援会就職活動交通費補助事業実施要領
- 6-24 会津大学後援会就職活動宿泊費補助事業実施要領

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学の校地、校舎、施設等に関する新設の計画はなく、適切な維持管理や教育研究の質の向上につなげるための機能の見直しや更新を、予算の確保も含め、計画的に実施している。

このような維持管理や機能向上の方針は、中期目標・中期計画の中に明記されている（資料7-1 p.11、p.31～p.32）。

中期目標の「教育の実施体制等に関する目標」に、

- 会津大学においては、学生一人一人に対して、いつでも利用できるICT環境を提供する。

と定められており、これに対して、中期計画には、「教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置」として、

- 学生が利用しやすく、学習意欲が向上する先進のコンピュータ・ネットワークシステムを整備していく。

としている。また、「施設設備の整備・活用等に関する目標」に、

- 各種施設設備の整備・改修を計画的に行うとともに、環境やユニバーサルデザインに配慮した快適かつ安全で魅力ある施設整備に努める。

とされており（資料7-1 p.30）、この目標を達成するための措置として、

- ア 教育環境設備や備品等の整備を進める。
- イ 施設設備の改修・維持管理については、長期保全計画などに基づき、効率的に実施する。
- ウ （短期大学部においては、老朽化が著しい学生寮及び蔵書スペースが狭隘化している附属図書館の利用者の安全と利便性向上を図るため、将来構想の策定について検討する。）
- エ 大学として策定した環境基準を見直し、節水、電力消費の抑制等、省エネルギー対策等を推進してCO<sub>2</sub>の削減に努めるとともに、取組結果を的確に把握、分析し、学内に周知する。
- オ 特に、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を検討する。
- カ 地域の自然環境に配慮した緑地の保全、魅力ある良好な景観が保全されたキャンパス整備を進める。

- ・キ ユニバーサルデザインの視点に立った快適なキャンパス整備を進める。
- ・ク 安全で安心なキャンパスライフを確保するとともに、災害に対応できるよう施設設備の維持管理を行う。

などを中期計画に明記している（資料 7-1 p.30～p.31）。

「情報通信基盤の整備・活用に関する目標」として、

- ・大学運営の基盤となる情報通信基盤の整備を推進し、教育研究及び業務運営に活用する。

と定められており（資料 7-1 p.31）、この目標を達成するための措置として、

- ・ア 情報技術の進化を常に反映させてコンピュータ・ネットワークシステムを構築することにより、大学運営の基盤となるICT環境の整備を推進する。
- ・イ 学内ネットワークシステムの管理運営に当たっては、安定性、安全性を確保するためセキュリティ対策の維持、向上を図る。
- ・ウ 図書館の蔵書や電子資料の充実に努めるとともに、オリエンテーションや講習会の実施、展示の工夫など利用環境を整備し、利用者に対するサービスの向上を図る。

などを中期計画に盛り込んでいる（資料 7-1 p.31～p.32）。

## （2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は 147,648 m<sup>2</sup> の校地面積があり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 12,300 m<sup>2</sup>（定員 1,230 名 × 10 m<sup>2</sup>/人）を上回っている（12.0 倍）。校舎等敷地は、建物敷地、緑地広場、道路等を含む 114,721 m<sup>2</sup>、校地面積全体の 77.7% を占め、学生 1 人あたり約 93 m<sup>2</sup> である。また、校舎面積は、39,914 m<sup>2</sup>（教育研究施設、管理施設、図書館等）であり、大学設置基準第 37 条の 2 で必要な面積 16,214 m<sup>2</sup> を大きく上回っている（2.5 倍）（資料 7-2、7-3）（表 7-1）。

表 7-1 校地面積・校舎面積

種 別	面 積	設置基準面積
校地面積	147,648 m <sup>2</sup>	12,300 m <sup>2</sup> (12.0 倍)
校舎面積	39,914 m <sup>2</sup>	16,214 m <sup>2</sup> (2.5 倍)

「施設・設備概要一覧」（資料 7-4）のとおり、教育研究に必要な施設、設備は備わっており、体育関係施設として、運動場、テニスコート及び体育館（体育室、スイミングプール及び武道場）がある。加えて、屋内には全日（24 時間）使用可能な体力増

進用トレーニング機器やボディソニックシステムを配備した SRLU (Study & Research Living Unit) という施設があり、屋外には、大学公園、水辺の公園、散策路など、学生、教職員はもとより、地域住民の方々も利用するリラクゼーション効果の高い施設も整備されている。

また、施設全体が車椅子使用に対応しており、現に身体に障がいを有する学生が、不自由なく車椅子での学生生活を送っている。

さらに、国内唯一のコンピュータ理工学に特化した大学として、コンピュータ演習室や実験室には最新の機器を設置し、学内関係者には 24 時間開放している。また、情報ネットワークについては、学内のどこからでも利用できるようになっており、無線通信環境も含め、極めて高い利便性を確保している。

施設・設備の維持管理については、「公立大学法人会津大学固定資産管理規則」(資料 7-5)に基づき、資産管理責任者、使用責任者を置き、適正な管理を行うとともに、法令等に基づく保守点検を始めとする日常的なチェックにより、安全性の確保や修繕箇所の早期発見につなげている。

情報通信環境におけるセキュリティの確保については、情報センターで集中管理し、迅速かつ的確な対策を実施している。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は、本学における教育・研究を支える学術情報基盤としてその一翼を担っている。そのため、コンピュータ理工学関連の専門図書を始めとして、教育研究に必要な資料から優先的、系統的に収集、整備しており、国際性の高い学風を反映し、その半数以上が外国語文献である（表 7-2）。

また、各専門分野の最新の研究成果を迅速に提供できるよう、文献検索データベースや電子ジャーナルを積極的に導入している。導入例としては、エルゼビアが提供する世界最大級の抄録・引用文献データベース「Scopus」や、IEEE (米国電子電気工学会) 及び IET (英国電気工学会) が 1988 年以降に出版したほとんどの刊行物を閲覧できる「IEL Online」等があり、本学の学習研究活動に有効に利用されている。

表 7-2 学術資料の整備状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

資料等の種別	和	洋	合計
図書所蔵数 (製本雑誌含む)	59,397	69,078	128,475
図書受入冊数 (H27 年度)	719	37	756
雑誌所蔵種数	612	831	1,443
雑誌受入種数 (H27 年度)	228	42	270
電子ジャーナル	5	371	376
視聴覚資料所蔵数			4,221
視聴覚資料受入数 (H27 年度)			36

長期休業期間中も含め、土曜日も開館することで学生・教職員の利便性を高めている。また、これは学外からの利用者へのサービスとしても評価されている。

平成 29 年 4 月 1 日からは、利用実績を踏まえて試験期間中の日曜日を新たに開館日とし、長期休業中の土曜日を閉館日に変更することにより、職員の超過負担なく、利用者の利便性をより高めることとしている（資料 7-6）。

「会津大学学術リポジトリ」（資料 7-7）を平成 26 年 7 月から公開しているほか、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムへの参加、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）への加盟により、学術情報の提供、他機関との相互提供に努めている。

#### **(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

入学定員 240 名のコンピュータ理工学部と大学院コンピュータ理工学研究科（博士前期課程定員 120 名、博士後期課程定員 10 名）を設置する大学として施設・設備を整備してきており、(2) に記述したとおり、基準を上回るゆとりを持った教育環境を提供している。

教育研究に従事する教員に対しては、教育研究以外の様々な手続きに要する時間や手間を軽減するため、「外国人教員等相談員」、「ALO (Administrative Liaison Office) 嘱託員」、「会計嘱託員」等を配置して、学内外に対して提出が必要な書類の作成支援や研究費の執行管理等への支援を行っている。

また、第 6 章に記述した SA、TA、RA 制度によって学生が教育や研究の一部に携わることが、学生のためだけではなく、教員の負担軽減にもつながっている。

教員の研究活動に必要な研究費を、平成 28 年度の予算額で 160,924 千円確保している。各教員に対して平等に配分する基本研究費、大学院生の指導に要する経費を担当学生数に応じて配分する大学院研究指導費、学内公募、審査を経て重点配分される競争的研究費が大きな 3 つの柱となっており、各教員の基礎的な研究費を確保しつつ、教育面での貢献度や研究内容で競う仕組みを取り入れることで、教育研究へのモチベーションを高める制度となっている。

#### **(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

研究倫理に関しては、「公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針」（資料 7-8）を定め、通知、ウェブサイトへの掲載、研究倫理・コンプライアンス研修会の開催等により周知を図っている。

また、研究倫理の確保の手続きとしては、「公立大学法人会津大学研究倫理規程」に基づき設置された「研究倫理委員会」において案件ごとに審査を行うこととなっている（資料 7-9）。

なお、研究倫理委員会の委員長は、本人が直接研究には携わらない総務・財務担当理事を充てており、審査の第三者性の確保を図っている。

さらに、公的研究費の不正使用防止や研究活動における不正行為防止のため、「公立大学法人会津大学不正防止計画」、「公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程」、「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」等を定め、理事長兼学長を最高管理責任者として研究者倫理の向上に努めている。個々の研究者

が毎年繰り返して自ら確認、検証を行うためのコンプライアンス講習会参加の義務付けや自己チェックなどをシステム化している。

## 2. 点検・評価

### ●基準7の充足状況

教育研究を行うに十分な施設・設備を有し、それを支える図書館や情報通信基盤が整っている。また、教育研究活動に付随する事務等の負担を軽減する人的な支援体制や研究活動経費の確保、研究倫理確保・向上のための規程や機関も整備されており、基準7を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

教育研究のために直接的に利用する施設だけでなく、気分転換や体力増進にも活用できる施設を有するとともに、大学の専門性をより発揮し得る先進的な設備や情報通信基盤が整っていることが、様々な本学の実績につながっている。

#### ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

開学から24年が経過し、優れた施設・設備もその機能を維持するためには計画的な修繕や更新が必要となっていることから、予算の確保に努め、優れた教育研究等の環境の維持・向上を図っていく。

#### ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

- 7-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料1-3）
- 7-2 校地等面積集計表・校舎等面積集計表
- 7-3 施設配置図及び建物見取図
- 7-4 施設・設備概要一覧
- 7-5 公立大学法人会津大学固定資産管理規則
- 7-6 会津大学情報センター（附属図書館）利用規程（既出 資料2-8）
- 7-7 会津大学学術情報リポジトリ
- 7-8 公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針
- 7-9 公立大学法人会津大学研究倫理規程

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

法人の中期目標に「地域社会等との連携・協力に関する目標」として3項目（資料8-1 p.20）、

- ・地域貢献に資するための基本方針に基づき、地域の産業・文化の持続的な発展に寄与する。
- ・県、市町村、県内外の国公私立大学等との連携・協力を積極的に推進し、一層の地域貢献に努める。
- ・会津大学発ベンチャーを始め県内の企業、研究機関、NPO 法人等の民間団体等多様な主体との連携により、地域のニーズに即した人材の育成や地域の活性化に寄与する。

「地域産業の振興に関する目標」として2項目、

- ・産学官連携を推進し、地域産業の振興や新たな産業の創出を図り、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する。
- ・会津大学においては、大学発ベンチャーの創出を推進するとともに、既存の大学発ベンチャーとの連携にも努める。大学が認定するベンチャー企業数を中期目標期間中に総数18社とすることを目指す。

が掲げられている（資料8-1 p.22）。これらを達成するため、地域との連携・協力に關し、中期計画に

- ・地域貢献に資するための基本方針を策定する。
- ・地域に開かれた大学として、大学内諸施設の一般開放を拡大し、学外利用を推進する。
- ・大学の有する知的資源を活用して公開講座等を積極的に開催し、生涯教育を行うとともに、地域の要望を踏まえ、学外の会場で実施する教員派遣公開講座を行う。
- ・県内の中学、高校生の特に数学、物理、英語の学力向上に向け、県教育委員会と連携し、教育内容、教育用教材・ICTツール等の研究を行う。特に、会津学鳳高等学校とは、高大連携の協定に基づき、更に連携を強化する。
- ・県内外高等学校への出前講義等を通じた地域貢献を図る。
- ・地域内の医療機関や農林業関係団体などの企業と共同研究・開発等の協業を行い、当該企業等による製品・サービスの開発に貢献する。
- ・関係機関・団体等と連携してコンピュータサイエンスサマーキャンプ、全国高等学校パソコンコンクールを開催し、情報化社会を支える人材の育成を図るとともに、これらを通して本学の特色や魅力を全国に発信する。

- ・様々な社会ニーズに対応したコンピュータ操作を行うことができる研究・開発を進める。
- ・福島県立医科大学等との連携により、医療支援に関わる ICT の研究・開発に重点化し、地元と密着した活動を行っていく。
- ・福島県立医科大学を始めとした県内、さらには近隣の大学間で、各大学の特徴を最大限活用しつつ連携協力し、共同研究を行うことはもちろん、共同の教員、事務職員の研修等を実施するとともに、合同会議・共通講義等を開催して定期的な情報交換等を行うことにより大学運営への効果的な活用を図る。
- ・人材の育成や地域の活性化に寄与するため、民間団体との連携により、セミナーの開催など各種の取組を行う。

が掲げられている（資料 8-1 p.20～p.21）。地域産業の振興に関しては、

- ・県内の企業、研究機関等が多様な開発、市場開拓を行う際に、本学教員の知識・技術等を積極的に提供していく。
- ・大学発ベンチャーの創出につながるセミナー等を実施するとともに、既存の大学発ベンチャーとの各種連携に努める。
- ・ICT 関連企業、大学、公的機関、既存の大学発ベンチャー等が連携し、先端 ICT 研究開発を行うための「場」を提供する施設として「先端 ICT ラボ」の円滑な運営に努めるとともに、起業家を育成するための取組など、新たな大学発ベンチャーの創出につながる環境を整える。

の 3 項目を掲げている（資料 8-1 p.22）。

さらに、「国際交流の推進に関する目標」を、

- ・国際社会で活躍できる人づくりや、国際水準の研究を行うため、外国の大学等との交流・連携・協力活動を一層推進する。

と中期目標に定めており（資料 8-1 p.23）、それを達成するための措置として、中期計画には、

- ・国際交流活動を、国際戦略本部が中核となって推進するほか、体制面の継続的な改善を併せて行うことにより、国際共同研究や学生交流等を効率的・組織的にフォローアップする。
- ・積極的に締結校等、諸外国の大学と交流を深めるとともに、協定の更新や新規締結にあたっては、戦略的視点から内容の精査を行い、重点校を設定し、実質的な教員・学生の交流、共同研究等の深化を図る。
- ・積極的に外国人留学生を受け入れ、地域との交流を推進することにより、本県の現状・魅力の内外への発信につなげる。

- ・国際共同研究支援活動と一体となった国際学術会議の企画・運営補助を行っていく。
- ・通訳翻訳員の技能向上研修、外国人相談員等の実務教育など、国際関連業務を行う職員の教育・研修を行い、学内国際業務の質の向上を図る。
- ・会津大学と連携を図るとともに、国際交流の具体案を模索・検討し実行可能性の高いものから順次実施し、国際交流の推進に努める。

を掲げ、積極的な国際交流を行うとともに、それに必要な体制、環境の整備に努めることを明記している（資料 8-1 p.23）。

また、現行の中期目標及び中期計画には、「東日本大震災等の復興支援に関する目標」とその目標を達成するためにとるべき措置が記載されている。東日本大震災と原発事故という未曾有の複合災害を受けた福島県においては、これらの災害からの復興が最重要課題であり、本学にも大きく貢献することが求められるとともに、本学としても、県立の大学として最大限の貢献を行っていく考えを記している（資料 8-1 p.23）。

まず、中期目標には「復興支援に関する目標」として、

- (1) 県立の教育研究機関として、人と地域のつながりを大切にしながら、東日本大震災等からの復興を担うICT人材等を育成する。
- (2) 原子力災害などを克服する産業の創出や地域のきずなの再生・強化など新たな社会づくりに向けた取組みを行う。
- (3) 先端ICTラボを中心とする会津大学復興支援センターの円滑な運営体制を構築し、同センターが県における先端ICTの実証研究拠点としての機能を発揮することを通じて、県内での大学発ベンチャー企業の更なる創出を推進するなど、県の産業振興、雇用の創出、復興の推進に寄与する。

を掲げている（資料 8-1 p.23～p.24）。

これらを達成するための措置として、中期計画に

- (1) 本県復興を担うICT人材等の育成
  - ア ICT人材を育成するとともにICT技術者の集積を図り、イノベーション創出による産業振興を図る。
    - (ア) 「会津SLF 協議会による講座」等によりICT人材の育成を図る。
    - (イ) 民間企業との連携による技術経営学講座及びスマートフォンアプリケーション講座等を開設する（復興支援センター）
  - イ 東日本大震災等からの復興課題について具体的な解決を担う人材を実学・実践教育等を通じて育成する。
  - ウ 大学の知見を活かしたシンクタンク機能を通じて復興支援を行う。
    - (ア) 現行「赤べこプログラム」の継続、復興に関する助言・指導等を行う。
- (2) 新たな社会づくりに向けた取組み
  - ア ICT専門の大学である会津大学の強みを生かして、浜通りロボット関連企業に対

しロボット開発の技術支援を行い、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想実現へ貢献する。

イ 地域活性化センターを中心に地域産業の振興や過疎中山間地域の振興、地域のミ ュニティーの再生など地域に密着した取組みを積極的に推進する。

(3) 会津大学復興支援センターの円滑な運営

ア 福島県復興ビジョンに沿い、ICT専門の大学である会津大学の特徴を生かし東日本大震災等からの復興を支援するため、専門の教員を配置するなど、「復興支援セ インター」の運営体制を強化する。

イ 復興支援センターの中核であり、県における先端ICTの実証研究拠点である「先 端ICTラボ」を円滑に運営し、他機関との戦略的提携を含めた多様な先端ICT研究 や、イノベーションの場の提供、実践的育成手段による先端ICT人材育成を行う。

ウ 「会津大学復興支援センター」の円滑な運営のため、体系的な成果指標を設定し た評価制度（PDCA サイクル）のモデル構築を図り、産学連携による産業振興の 成果創出を進める。

が掲げられている（資料 8-1 p.23～p.25）。

「復興支援の ICT 活用に関する目標」として、

- (1) 東日本大震災等に対応し、福島県立医科大学等と連携・協力しながら、すべての 県民の長期的健康管理を始めとした医療への ICT 活用を行うなど、復興に寄与する。
- (2) 東日本大震災等の教訓を生かし、県民の安全・安心の確保に寄与する広域災害対 策などの研究、再生可能エネルギー振興への ICT 活用に関する研究等を行い、その 成果を活用して復興に寄与するとともに、地域と世界に発信する。

と定められており（資料 8-1 p.25）、

これらを達成するための措置として、中期計画に

- (1) 健康調査等に対するICTの観点からの支援
- ア 県民健康調査についてICTの専門的立場から県 及び福島県立医科大学と協 業し、長年にわたり県民健康調査にかかる安全安心な医療データの維持管理を実 現する。
- (2) 新たな産業創出に向けた取組み
- ア 災害に強く、安全かつ持続可能な環境社会を構築するため、先端ICTに関する研 究活動を推進する。
- (ア) 自治体クラウド、都市OS※(浜通り復興モデル)、津波シミュレーション、局所 気象情報等の研究を行う。
- ※OS(Operating System : オペレーティングシステム)
- (イ) スマートグリッド、グリーンICTなどの先端ICT研究を核に、再生可能エネル ギーモデルのICTインフラを確立する。

を掲げ、具体的な取組を中期計画の中で明らかにしている（資料 8-1 p.25）。

以上、本学の中期目標、中期計画に記載されている項目全体が、社会との連携・協力に関する具体的方針にほかならないが、改めて「地域貢献に資するための基本方針を策定する」と中期計画に掲げたとおり、平成 26 年 2 月に「会津大学地域貢献ポリシー」を策定した。

## 会津大学地域貢献ポリシー

平成 26 年 2 月 26 日

### 1 本学における地域貢献の基本的考え方

会津大学は、コンピュータ理工学の分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを使命としています。

この使命の下、本学は建学以来、地域に開かれた大学として「創造性豊かな人材の育成」「国際社会への貢献」「密度の高い教育・研究」「地域特性を生かした特色ある教育・研究」「福島県の産業・文化への貢献」の 5 つを基本理念とし、高等教育機関としての人材育成とともに様々な地域貢献活動に取り組んできました。

今後とも、東日本大震災等からの福島県復興への支援はもとより、地域からの社会的要請や期待に応えるべく、専門的知見の活用や国際交流活動をはじめ、产学連携・ICT 人材育成を核とした地域経済の活性化など本学の特色を生かした地域貢献を推進します。

### 2 本学の特色を生かした地域貢献

#### (1) 「専門的知見の活用」

本学が有する知的資源を積極的に活用するため、公開講座等を実施して本学で行われている研究活動・研究内容を広く公開し、生涯教育や中高校生等の教育・学習を支援します。

#### (2) 「产学連携の推進」

先進 ICT 研究を推進し、その成果を産業界にフィードバックするとともに、产学連携による地域産業の振興や新たな産業創出を図り、地域経済の活性化や雇用創出に貢献します。

#### (3) 「ICT 人材の育成」

県内 ICT 企業との連携により、ICT 関連産業における雇用や企業ニーズに応じた専門技術をもった人材を育成するとともに、イノベーションに挑戦する精神と技術力を持つ創業意識の高い若手人材育成などに取り組みます。

#### (4) 「国際交流活動の推進」

本学における研究、教育の両面で国際交流を図り、国際的な教育研究の拠点として国際社会に通用する人材、グローバルな視野を持ち地域に役立つ人材を養成するとともに、留学生と地域の方々との文化交流を行うなど国際交流活動を推進します。

#### (5) 「東日本大震災等からの復興支援」

本学復興支援センターを中心に、ICT 関連企業と共同した先端的 ICT 研究を推進し、新たな ICT 産業の創出と企業の集積を図るとともに、産業創出や企業集積

を担う ICT 人材の育成に取り組み、東日本大震災等からの福島県の確実な復興に貢献します。

これは、本学の使命、基本理念の下で、それらと整合した地域貢献活動を行っていくこと、そして、本学の専門性を生かした地域貢献を推進していくことを明確に宣言した上で、地域貢献活動に関する本学のスタンスを「専門的知見の活用」「产学連携の推進」「ICT 人材の育成」「国際交流活動の推進」「東日本大震災等からの復興支援」という 5 つの項目にまとめたものである。これらの方針は、学内で意思決定、共有されており、ウェブサイトに掲載するなどして学外に向けても広く周知を図っている。また、中期目標、中期計画の内容は、改定、見直し時期に検証し、情勢の変化等に応じた更新、見直しが行われている（資料 8-2）。

## （2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学の教育研究の成果として最大のものは、開学以来 20 年にわたり送り出してきた卒業生であり、彼らの活躍こそが最大の社会への還元である。コンピュータ理工学部の平成 27 年度までの卒業生は累計で 4,283 名、うち進学者は 1,169 名、就職は 2,746 名となっている。コンピュータ理工学研究科の博士前期課程は、平成 27 年度までの修了者 1,107 名、うち進学者 128 名、就職 901 名、博士後期課程は、平成 27 年度までの修了者 90 名となっている。このように、多くの人材を輩出しており、その中から、ベンチャー企業を興した卒業生が 11 名おり、本学は、公立大学の中で大学発ベンチャーの数が最も多い大学となっている。また、研究者として活躍している卒業生も多く、本学の正規教員の中に 16 名の卒業生が名を連ねている。

教育面における社会貢献としては、県内外の他の高等教育機関と連携した教育や教員派遣、県内の高等学校や小中学校における教員派遣講座、県民を対象とした公開講座（TRY シリーズ等）の実施など、あらゆる形で連携協力が行われている。公開講座等の実施状況は以下のとおりである。

（単位：件）

区分	TRY シリーズ	講義	学生による公開講座	合計	教員派遣公開講座
24 年度	10	16	1	27	19
25 年度	15	9	1	25	18
26 年度	13	8	0	21	18
27 年度	9	4	0	13	26
28 年度	11	8	2	21	59
計	58	45	4	107	140

※ “TRY シリーズ”：コンピュータや英語等のテーマで実習形式により実施する講座

県内のみならず、全国の高校生の興味や関心を高め、将来の IT 人材育成等につなげることなどを目的として、「全国高等学校パソコンコンクール」を開催しており、毎年多くの高校生や高等専門学校生が全国から集まっている。

	プログラミング部門	デジタルコンテンツ部門	モバイル部門	いちまいの絵CG部門	参加者数全体
第 10 回 2012 大会	40 都道府県 1,034 名	15 都道府県 82 名	13 都道府県 63 名	27 都道府県 591 名	41 都道府県 1,770 名
第 11 回 2013 大会	42 都道府県 1,132 名		17 都道府県 81 名	27 都道府県 562 名	43 都道府県 1,775 名
第 12 回 2014 大会	42 都道府県 1,244 名		14 都道府県 98 名	23 都道府県 668 名	43 都道府県 2,010 名
第 13 回 2015 大会	42 都道府県 1,250 名		13 府県 115 名	27 都道府県 631 名	42 都道府県 1,996 名
第 14 回 2016 大会	43 都道府県 1,284 名		15 都道府県 78 名	27 都道府県 369 名 高校生国際部門 27 名	44 都道府県 1,758 名

※第 10 回 2012 大会をもって “デジタルコンテンツ部門” は終了、新たに “モバイル部門” が加わった。

研究成果や研究内容の社会還元については、担当役員を配置して、その役員がセンター長を務める産学イノベーションセンター（資料 8-3）が窓口となり、民間企業や自治体職員の方々と一緒にオープンイノベーション会議を開催したり、本学教員の研究成果をまとめた「会津大学シーズ集」を作成したりするなどにより、ニーズとシーズのマッチングや企業等の課題解決につなげている（資料 8-4）。

#### オープンイノベーション会議（AOI 会議）開催概要

	開催回数	概 要	参 加 者
H25	105		
H26	113		
H27	212	本学との共同研究をはじめ、 産学官連携に関する会議等	民間企業や自治体に所属する職員 等の方々
H28	316※		

※316 回：平成 29 年 2 月 28 日現在

これまで連携協定を締結した地方自治体は、地元の会津若松市、喜多方市に加え、中通りの郡山市、原発事故の被災地である双葉郡大熊町の 4 市町となっている。

ICT 専門大学という特徴を生かして東日本大震災からの復興を支援するため、復興支援センター（資料 8-5）を設置し、その活動の拠点となる先端 ICT ラボを新設し、「会津大学 IT 起業家育成事業」や「課題解決型人材育成モデル事業」の推進、福島県立医科大学とは「県民健康調査データ」に関する連携を行うなど、様々なサービスを提供している。官民間わず様々な主体が本施設に集うことによって、日々、連携の芽が生まれ育っている。また、福島県が浜通り地域復興のために取り組んでいる「福島・国際研究都市（イノベーション・コースト）構想」の一環として、本学は「産学ロボ

ット技術開発支援事業」に取り組んでいる。本事業以外にも県の構想推進のための事業を受託した民間企業等との共同研究も生まれている。

国際貢献については、開学以来、多くの外国人教員が集う本学のメリットを生かして、現在では世界 19 か国 69 大学との連携協定が結ばれている。特に連携を密にしている米国のローズハルマン工科大学、台湾の朝陽科技大学及びニュージーランドのワイカト大学などとの間では、相互に留学生を派遣したり、単位互換の制度などを設けている。

また、平成 26 年度からは、文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援事業の採択を受け、その一環として、シリコンバレーに本学の研修拠点を設けて、学生を派遣するインターンシップ事業（平成 27 年度：1 名、平成 28 年度：9 名）や、学部に留学生を受け入れるために平成 28 年度後期から全英語コースを新設（中国、台湾、ベトナムの 3 カ国から、第 1 期生 4 名、3 年次編入生 7 名が入学）するなど、さらなる大学の国際化、国際交流の拡充に努めている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 8 の充足状況

社会との連携・協力に関する方針を定め、大学の有する専門性、国際性を生かして積極的に取り組んでおり、また、東日本大震災等からの復興という重大かつ重要な課題解決にも貢献しており、基準 8 を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

産学イノベーションセンター及び復興支援センターという目的を明確化した組織を置くことによって、そこを核として様々な事業が展開されている。また、これまで以上に国際交流、国際貢献が求められる今、本学の方針が認められ、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことで、さらなる一步を踏み出している。

#### ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

地震、津波、原発事故という世界に類をみない深刻な被害を受けた東日本大震災からの復興のため開設した拠点、先端 ICT ラボで進められている様々な研究実証事業を引き続き展開していく。特に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・ココスト）構想の一環として取り組んでいるロボット技術開発支援事業において進めているロボット制御技術の共通化や操作性の向上、あるいは自律走行等に関する研究をさらに推進し、これらの技術の実用化や福島県へのロボット産業の集積等に貢献していく。

事業期間 10 年間のスーパーグローバル大学創成支援事業を着実に推進することにより、海外インターンシップ事業の充実等による国際的な人材育成の強化と ICT グローバルプログラム全英語コースに入学する外国人留学生の計画的な拡大、さらには大

学職員の語学力向上も含めた大学全体の国際化を推進していく。

## ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

- 8-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料 1-3）
- 8-2 会津大学地域貢献ポリシー
- 8-3 会津大学産学イノベーションセンター規程（既出 資料 2-11）
- 8-4 会津大学シーズ集
- 8-5 会津大学復興支援センター規程（既出 資料 2-14）

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

中期目標に、管理運営の改善及び効率化に関する目標が定められており、その目標を達成するためになるとるべき措置を中期計画としてまとめている。いずれも、大学の理念・目的、あるいは基本目標の下での目標・計画として定められており、整合は図られている。中期目標における管理運営に関する項目は「組織運営の改善に関する目標」と「事務等の効率化・合理化に関する目標」の2つであり、「組織運営の改善に関する目標」として、

- ・学生や法人職員にとって、誇りや喜びを感じる大学運営を目指す。
- ・理事長のリーダーシップの下、迅速かつ的確な意思決定に基づき、機動的・弾力的で戦略的な法人運営に努める。
- ・社会や時代が求めるニーズに的確に対応できるよう、教育研究組織を始め学内組織体制等について、隨時点検・見直しを図る。

の3点が挙げられている（資料9(1)-1 p.26）。これら中期目標の3項目を受けて定められた中期計画には、

- ア-1 法人職員の採用を計画的に進め、英語の語学力レベルと国際経験を採用における1つの選考要素とし、専門能力の高い職員の確保と育成に努める。
- ア-2 法人職員の国内他大学等との人事交流や派遣研修の制度を整備し活用を図り、より高度な業務に対応できる職員を育成する。さらに、海外拠点での派遣研修等の実施について検討を進める。
- イ-1 大学運営を円滑に実施するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、各種委員会の適切な役割分担のもと、理事長が迅速かつ的確な意思決定を行う体制を確立する。
- イ-2 教授会及び研究科委員会について、学内各種委員会との役割を踏まえながら、適切に運営していく。
- イ-3 会計処理などの大学業務が適切に行われるよう、公認会計士等の学外の有識者・専門家との協力、連携により業務改善を要する点などを把握し、必要な改善等を行える体制の充実を図る。
- ウ-1 教員の採用については公募制を原則としながら、多様な雇用「事務等の効率化・合理化に関する目標」は、形態の導入により優れた教員を確保する。
- ウ-2 内部昇任制度やテニュア・トランク制度などの適切な人事評価システムを整備・運用し、教員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るとともに、教育・研究実績を適切に評価する総合的人事評価システムを確立する。

ウ-3 研究費の執行等の効率化を図り、研究等の成果を高めるように業務手順やシステムの検討を行う。

が掲げられており、目標を達成するための具体的な措置として盛り込んでいる（資料 9(1)-1 p.26～P.27）。

「事務等の効率化・合理化に関する目標」は、

- ・事務運営全般の見直しを徹底し、システム化等により、事務の一層の効率化・合理化を図る。

としており（資料 9(1)-1 p.27）、これら中期目標を受けて定められた中期計画には、

- ア 事務の簡素化・合理化を推進し、事務組織や職員配置の再編・見直しを図り、可能な業務について、アウトソーシングを進める。
- イ 会議や委員会の整理統合に努め、事務処理の軽減と効率化を図る。
- ウ 学生・教職員の利便性が向上するとともに、セキュリティが確保され事務の効率化に資する学務システムを整備する。

を掲げられており、目標を達成するための具体的な措置として盛り込んでいる（資料 9(1)-1 P.27）。

これらは、いずれもウェブサイト上で公開するなど、大学構成員への周知が図られている。

その達成状況は、6年間の中期目標・中期計画の改定時と、中間見直し時点で点検・評価を実施しており、約3年スパンでの検証が行われている。これと並行して、中期目標、中期計画に基づき策定される年度計画の策定と業務実績に対する点検・評価が行われることによって、年1回のチェックがなされている。

## （2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学は、地方独立行政法人法に基づいて設立された公立大学法人が設置する大学であり、その管理運営は、地方独立行政法人法のもとより、教育機関として学校教育法及びこれらの関係法令を遵守して管理運営がなされなければならない。法に基づく公立大学法人存立の根幹をなす定めが「公立大学法人会津大学定款」である。法人運営、とりわけ意思決定に関わる組織等として、役員、役員会、審議機関の権限、機能について定めを設けている（資料 9(1)-2）。法人及び大学の運営に必要な規程は体系的に整備されており、日々の法人・大学運営はそれらの規程類に基づいて行われている。「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」は、法人及び大学の組織と職制、審議機関等、財務・会計、点検・評価等といった管理運営に不可欠な基本となる仕組みの根柢規定として定められている（資料 9(1)-3）。役員の体制は、理事長の下に副理事長1名、理事4名、監事2名が定款及び基本規程に基づいて置かれている。

副理事長及び理事は、それぞれ総務・財務担当、教育・学務担当、研究担当、管理・涉外担当、短期大学部担当として業務を分担しており、現在、副理事長が研究担当となっている（資料 9(1)-4）。また、それぞれ関連の深い部局長等を兼務している。理事長兼学長の選考に関しても、「公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続き等に関する規程」（資料 9(1)-5）、「公立大学法人会津大学理事長選考会議規程」（資料 9(1)-6）に明文化されており、これら規程に基づいて適正、公正な選考が行われている。

### （3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程に事務局等の事務組織及び各組織に設置する職と所掌事務が明記されており、この基本規程を始めとする各種規程に基づいて組織、職が設置されるとともに、明確かつ円滑に運営されている。

また、事務局等には業務量に応じた人員配置がなされており、毎年度、変動要因を勘案して柔軟に再配置を行っている。なお、増員が必要な場合には、予算措置との関連もあることから、県と協議の上決定することとなっている。

### （4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の採用、任用については、「公立大学法人会津大学職員就業規則」とその付隨規程に基づいて適切に行われている（資料 9(1)-7）。

職員の職務に対する意欲や知識、技能の習得など資質の向上を図るために最も重要なのは、日常の指導、監督、啓発であることから、常に上位の職にある者が職員一人一人の能力や資質、経験値に応じた業務量や業務の質を調整するなどの配慮をしたり、適切な指導方法で意欲を高めるなどして職員のレベルアップを図っている。OJT に加えて、一定期間ごとに OffJT を組み合わせることが職員の育成には有効であることから、様々な研修に参加する機会を設けている。また、一定のサイクルで人事異動を行うことも人心を一新させる意味で効果がある。

職員の評価と資質向上を両立させる方策として、平成 28 年度から、自己評価や面談、評価結果の本人への通知などをシステム化した業績評価・能力評価制度を導入することとした。

## 2. 点検・評価

### ●基準 9-(1)の充足状況

管理運営方針を定め、明文化された規程に基づく管理運営を行っており、事務組織の運営や事務職員の管理も適切である。また、管理運営の仕組みや方法は不断の見直しを行っており、改善を要する課題には迅速に対応している。組織の見直しは人員配置の見直しと連動することが多く、一年というスパンで検証、改正を行うことが多くなるが定期的な検討、検証は行われている。事務職員の管理については、業績評価能力評価制度の導入を始め、福利厚生制度の改善なども行われており、適切に管理されている。以上から、基準 9-(1)を充足している。

### ①効果が上がっている事項

法人職員の採用を重ねてきたことにより、本学の特性に合致した人材が徐々に増えてきており、大学事務の経験がない県派遣職員の人事異動による課題が縮小している。

## ②改善すべき事項

特になし

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

法人職員が一定の経験を積むことで、大学特有の事務への対応力が向上しているが、公立大学法人として、県からの派遣職員の資質や経験に依存しなければならない面もあることから、長期的な視点から法人職員と県派遣職員の適正数を導き出し、より機能的で効果的な管理運営体制を構築していく。

#### ②改善すべき事項

特になし

### 4. 根拠資料

- 9(1)-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料 1-3）
- 9(1)-2 公立大学法人会津大学定款
- 9(1)-3 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（既出 資料 2-17）
- 9(1)-4 公立大学法人会津大学役員
- 9(1)-5 公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続き等に関する規程
- 9(1)-6 公立大学法人会津大学理事長選考会議規程
- 9(1)-7 公立大学法人会津大学職員就業規則

## 第2節 財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の主たる収入は、福島県からの運営費交付金と授業料等の学生納付金である。

学生納付金は学生数に大幅な変動がない限り、おおむね安定的に推移する。

運営費交付金については、経常経費を毎年一定率削減するという形で、大学としての経費節減努力を制度としてビルトインされているものの、交付金の交付ルールを中期計画に明記することによって、向こう 6 年間の見通しが立てられるよう配慮されている。この安定的な運営費交付金ルールに基づいて 6 年間の收支計画等を定め、中期計画に記載している。次表は平成 24 年度から 29 年度までの法人全体の收支計画であり、短期大学部の分を含んでいる。

#### ■ 中期計画(第 2 期)における予算(平成 24 年度～平成 29 年度)

【法人全体】

(単位：百万円、%)

区分		金額	比率
収入	・運営費交付金	20,216	75.5
	・補助金	37	0.1
	・自己収入	5,974	22.3
	授業料等収入	5,636	
	財産収入	268	
	雑収入	68	
	・受託研究及び寄附金収入等	539	2.0
計		26,768	100.0
支出	・業務費	25,016	93.5
	教育研究費	18,658	
	一般管理費	6,357	
	・施設設備費	1,212	4.5
	・受託研究等経費及び寄附金事業費等	539	2.0
計		26,768	100.0

その一方で、本学自らが主体性を持って効率的かつ安定した財政運営を期すためには、独自財源の確保、拡大が重要であることから、科研費や受託研究費など外部資金の獲得にも力を入れている。外部資金の受け入れ状況は資料 9(2)-1 のとおりとなっている。

こうした中で、本学では、中期目標の「財務内容の改善に関する目標」(資料 9(2)-2 p.27) として、「外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標」に、

- ・財政基盤の充実・強化を図るため、外部研究資金等自己収入の増加に向けた多様な取組を行う。

と定められている。

これらを達成するための措置として、中期計画に

- ア 社会人を対象とした専門分野の有料研修セミナー開催等による収益を検討する。
- イ 民間企業、卒業生からの寄付受入の仕組みを整備し、継続的に寄附を募ることにより大学基金の整備を検討する。
- ウ 資産の効率的な運用の観点から、大学施設の使用料の収入増に努め、第一期中期目標期間の年間平均収入額より30%増を目指す。
- エ 古くなったコンピュータ機器などの再資源化を推進する。
- オ 外部資金による研究プロジェクトの獲得及び共同研究・受託研究の実現に努める。
  - ・外部の公募型資金への申請件数：50件以上
  - ・外部の公募型資金への申請件数：20件以上

が掲げられている（資料9(2)-2 p.27～p.28）。

また、「経費の抑制に関する目標」（資料9(2)-2 p.28）に、

- ・すべての経費について、効率的、効果的な執行を行い、経費の節減を図る。

と定められており、これらを達成するための措置として、中期計画に

- ア 管理的経費の削減を徹底するため、業務内容や業務方法の見直しを行う。
- イ 節水、廃棄物の発生抑制、リサイクル、電力消費の抑制、省エネルギー対策等を徹底し、経費の節減を図る。

が掲げられており（資料9(2)-2 p.28）、毎年度の年度計画の策定、業務実績の点検・評価を通して定期的な検証も行われている。

その結果として、決算概要一覧表（平成22～平成27年度）（資料9(2)-3）のとおり、毎年度の経営努力によって黒字経営が続いていることから見ても問題となる点はない。事業報告書（資料9(2)-4）及び財産目録（資料9(2)-5）を添付する。

## （2）予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成、予算執行とも、「公立大学法人会津大学会計規程」、「公立大学法人会津大学会計規程実施規則」、「公立大学法人会津大学契約事務取扱規則」に基づいて行われている（資料9(2)-6、9(2)-7、9(2)-8）。担当理事、予算責任者、経理責任者、出納責任者は、これらの規程等に定められた権限及び責務に基づき職務を遂行している。

決算についても、法令、定款等や自ら立案した監査計画に基づき、決算書の作成から、内部監査、会計監査人による監査、監事監査までを行って取りまとめており、また、福島県から多額の運営費交付金の交付を受けていることから、毎年度県の監査委員による監査も受検しており、会計事務が適切に行われているかのチェックが常にな

されている。

## 2. 点検・評価

### ●基準9-(2)の充足状況

本学運営に必要な財政的基盤を有し、予算編成及び予算執行も適切に行われており、また、財務内容の改善に向けた基本的な取組を明文化して実施するとともに、その成果の検証も行われていることから、基準9-(2)を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

特になし

#### ②改善すべき事項

特になし

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

特になし

#### ②改善すべき事項

特になし

## 4. 根拠資料

9(2)-1 外部資金獲得状況

9(2)-2 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料1-3）

9(2)-3 決算概要一覧表（平成22～平成27年度）

9(2)-4 事業報告書2011（平成23）～2015（平成27）年度

9(2)-5 財産目録（固定資産総括表）

9(2)-6 公立大学法人会津大学会計規程

9(2)-7 公立大学法人会津大学会計規程実施規則

9(2)-8 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則

9(2)-9 財務関係書類（紙媒体）

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、地方独立行政法人法等に基づき、毎年度、年度計画の達成状況を自己点検・評価し、業務実績報告書を取りまとめ、県及び県が設置する公立大学法人評価委員会の評価を受け、報告書及び評価結果をウェブサイト等で公表している（資料10-1）。

また、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価及び認証評価機関による評価も実施しており、その結果も公表している（資料10-2）。

これら自己点検・評価に関しては、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程第6章に、

第23条 大学は、学校教育法第109条第1項で定めるところにより、教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第24条 大学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、大学の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。）で定められた期間ごとに認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

第25条 法人は、地独法第28条及び第30条並びに福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条及び第8条で定めるところにより、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

と定められており、この基本規程に本学としての根拠規定を置いている（資料10-3 p.9）。また、中期目標に「評価の充実に関する目標」として、

・大学の活動全般について、定期的な自己点検・評価、第三者評価等を実施し、その結果を活用して、教育研究の活性化と質の向上、地域貢献の推進及び業務運営の改善を図る。

と掲げられており（資料10-4 p.28）、これを達成するための措置として、中期計画に

- (ア) 法人の自己評価の枠組みの中で、第三者評価機関の評価基準等を参考に、教育活動について自己点検・評価し、評価室による定期的な評価を行う。
- (イ) 研究活動について、研究経過や研究成果の把握を定期的に行う。
- (ウ) 法人の自己評価の枠組みの中で地域貢献につながる活動を把握する。
- (エ) 認証評価機関による第三者評価を定期的に受ける。

と定めている（資料 10-4 p.28）。これらがすなわち本学の内部質保証の方針を構成している。

これらの規程や中期目標、中期計画、さらには毎年度の評価結果も公表しており、社会に対する説明責任は果たしている（資料 10-4、資料 10-1）。

## （2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

中期目標及び中期計画に、自己点検・評価だけでなく情報公開や法令遵守のための目標やそれを達成するための措置を明記している（資料 10-4 p.28～p.30）。

情報公開については、

- ・適切な情報公開を行い、県民に対する説明責任を果たすとともに、教育研究等の取組や成果について積極的に情報発信する。

という目標と、具体的の公開を行う 6 項目が中期計画に掲げられている（資料 10-4 p.29～p.30）。

- ・ア ホームページにより法人情報等の情報公開を適切に行う。
- ・イ 財務内容や管理運営状況は、公認会計士等による外部監査を適切に受け、その結果を公開する。
- ・ウ 「年報」などを定期的に発行するとともに、大学の教育研究活動や学内の知的資源を学外へ情報発信するため、機関リポジトリの構築について検討を進める。
- ・エ 評価委員会において行う「学生による授業評価」、「学生による本学評価」及び「卒業生による本学の評価」等のアンケートの評価結果を公表する。
- ・オ ホームページ等を通じて教育情報の開示、自己点検・評価、教法令遵守については、育研究活動等の取組みや成果等を積極的に情報発信する。
- ・カ 「研究紀要」等を定期的に発行し、大学の教育研究活動や学内の知的資源を学外へ公開する。

法令順守については、

- ・コンプライアンスの徹底に向けた取組を推進し、県民に信頼される大学づくりを行う。

という目標に対して、中期計画には

- ・ア 会津大学行動規範、公的研究費の管理運営に関する基本方針及び会津大学利益相反マネジメントに関する要綱に基づきコンプライアンスの徹底を図る。

と定めている。（資料 10-4 p.30）

内部質保証を担保するのは、自己点検・評価の推進主体とその進め方である。本学

の自己点検・評価の推進主体は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（資料 10-3）第 2 条に定める評価室である。評価室の組織及び構成員は平成 28 年 11 月に「公立大学法人会津大学評価室設置要綱」を改正し、明確に法人の組織として位置付け、副理事長及び理事の 5 人を室員として、その責任の大きさにふさわしい体制としたところである（資料 10-5）。

また、自己点検・評価実施の基本的な流れは、学内に設置したワーキンググループのメンバーと事務局員が協力して報告書案を作成、次に各部局・部門等の責任者である部局長がその内容をチェックし、学内の各組織の長が自らの自己点検・評価結果として問題がないかの確認を行う。その後、評価室員会議を経て役員会で確定する。この流れは中期計画や年度計画の策定、業務実績報告書の取りまとめでも同様である。また、役員会に諮る前には、外部委員が構成員となっている法人の経営審議会や大学の教育研究審議会の審議を経ることとしており、内部質保証に関するシステムは確立している（資料 10-6）。

### **(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。**

上記のとおり、平成 28 年度において、内部質保証システムがより適切に機能するよう、評価室の組織等を見直した。

その主な内容は、評価室の構成員を理事として、より責任ある立場の人間によって、計画の策定やその実施結果の確認を行うこととした点である。各部局や各部門による自己点検・評価を積み上げ、全体としては役員レベルによって点検・評価を行うものである。

事務職員等の業績評価・能力評価制度は平成 28 年度から開始、個々の教員の業績に対する評価システムも検討、実施の段階にきており、FD、SD の面からも改善を重ねながら機能させていく考えである。

第三者評価については、経営審議会や教育研究審議会の外部委員、法人役員である監事によるチェックを法人内部のシステムとして有しているほか、地方独立行政法人法や学校教育法に基づき、県公立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価を受けることとされており、本学として適切に機能させている（資料 10-7 第 3 条、資料 10-8 第 3 条）。

## **2. 点検・評価**

### **●基準 10 の充足状況**

自己点検・評価の実施と公表がなされており、点検・評価の実施組織も設置されている。また、実施結果をフィードバックする仕組みや第三者によるチェックもシステム化されており、基準 10 を充足している。

#### **①効果が上がっている事項**

特になし

#### **②改善すべき事項**

特になし

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

特になし

#### ②改善すべき事項

特になし

### 4. 根拠資料

10-1 法人情報・実績報告

10-2 認証評価結果

10-3 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（既出 資料2-17）

10-4 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画（既出 資料1-3）

10-5 公立大学法人会津大学評価室設置要綱（既出 資料4(1)-10）

10-6 自己点検・評価実施の基本的な流れ

10-7 公立大学法人会津大学経営審議会規程

10-8 公立大学法人会津大学教育研究審議会規程

## 終 章

本学は、コンピュータ理工学を専門とする大学として、開学以来、一貫した理念・目的の下で教育、研究、社会貢献に取り組んできた。

“to Advance Knowledge for Humanity”（人類の平和と繁栄に貢献する発明と発見を探求する）という明確、かつ普遍的なスローガンを掲げ、教職員、そして学生も一つにまとまって本学の今を築いてきたと言える。

平成 5 年の開学時と比較すれば、インターネットを始めとする情報通信環境の大幅な変化、日常的に使用する機器の制御技術の長足の進化など、本学の教育や研究に求められるものも大きく変わってきたが、確固とした考え方を持った本学は、道を見誤ることなく今日を迎えている。リーマンショック直後の平成 21、22 年度でも 90% を超えるという高い就職率を維持できていたのは、社会に、そして世界に求められる人材を育成していることの証しであると考える。

今後は、さらに少子高齢化が進展する我が国において、全体として教育機関の規模の問題がより顕在化してくることを念頭に置き、中長期的な方向性を明確にし、共有して大学を運営していくかなければならない。当面の課題としては、大学院博士前期課程の定員充足率を上げていくことが、本学が目指しているものからみても、社会の要請からみても、最重要課題である。

また、福島県は東日本大震災とそれに伴う原発事故という世界に類を見ない複合災害からの甚大な被害を受け、今も復興の過程にある。本学は、福島県立の大学として、震災からの復興に大きく貢献していく義務がある。

これからも構成員すべてが理念・目的を共有し、一体となって本学に求められる役割を果たしてまいる考えである。